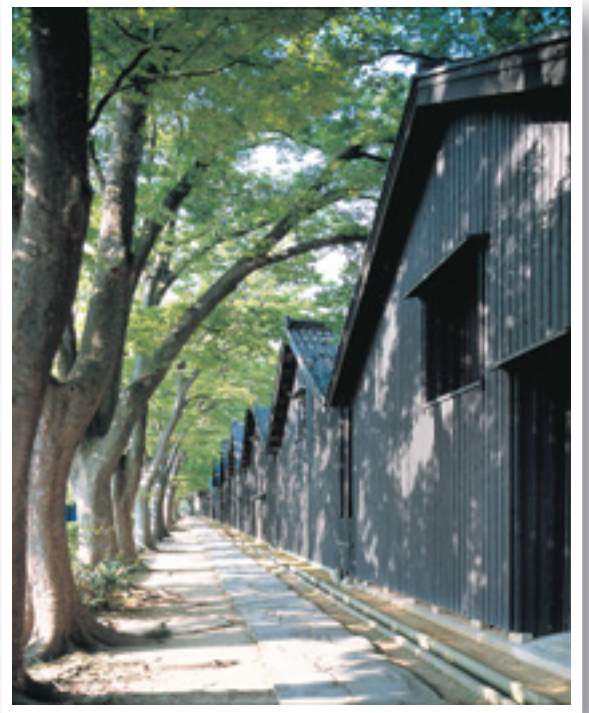


DISCLOSURE 2013

山形県医師信用組合の現況 2013



山居倉庫（酒田市）



山形県医師信用組合

山形市松栄一丁目6番73号

TEL 023-666-5700 FAX 023-666-5701

E-mail : info@yama-ishishinkumi.co.jp

URL <http://www.yama-ishishinkumi.co.jp/>

■ごあいさつ

皆様には、日頃より格別のご愛顧お引き立てを賜り、心から御礼申し上げます。

このたび、当組合の現況（平成24年度）をまとめましたので、ご理解を深めていただくための資料として、ご高覧賜りたいと存じます。

山形県医師信用組合は、設立以来、県内医療業界における相互扶助の精神に基づき、山形県医師会をはじめ各郡市区医師会、関係諸団体ならびに組合員各位のお役に立つ金融機関をめざしております。

今後とも、山形県医師信用組合は、組合員の皆様に、より充実した金融サービスをご提供できますよう、これまで以上に経営の健全性の確保と強固な経営基盤の確立に努めてまいりますので、一層のご支援とご指導のほど、心からお願い申し上げます。

山形県医師信用組合 理事長 有海躬行

■当組合のあゆみ（沿革）

昭和48年 5月	山形県医師信用組合として設立、組合員数 426名 初代理事長 渡辺一男先生就任 (団体加盟) 全国信用組合中央協会、全国信用協同組合連合会
昭和52年 7月	医療金融公庫代理店の指定を受ける
平成3年 7月	山形市荒楯町に事務所を移転
平成8年10月	第19回全国医師信用組合連絡協議会を山形市で開催（当組合幹事）
平成9年 3月	第30回全国医師信用組合事務会議を東京で開催（当組合幹事）
平成10年 8月	山形県医師信用組合の現況としてディスクロージャー誌第1号発刊
平成12年10月	金融庁（東北財務局）による資産査定検査受検
平成15年10月	金融庁（東北財務局）による総合検査受検
平成15年12月	ミニディスクロージャー誌第1号発刊
平成16年 6月	理事長 有海躬行先生就任（現職）
平成16年 9月	全国信用協同組合連合会の監査機構による監査受検
平成17年11月	金融庁（東北財務局）による総合検査受検
平成19年 5月	預金保険機構による検査受検
平成20年 7月	山形市松栄の現在地に事務所を移転
平成20年 8月	金融庁（東北財務局）による部分検査受検
平成21年 2月	信用組合共同センター(SKC)加盟。全国信用組合データ通信システム・新コンピュータシステム移行。
平成22年10月	第33回全国医師信用組合連絡協議会および第57回全国医師信用組合事務会議を山形市で開催（当組合幹事）
平成23年 1月	金融庁（東北財務局）による金融円滑化法に係る立入検査受検

■事業方針

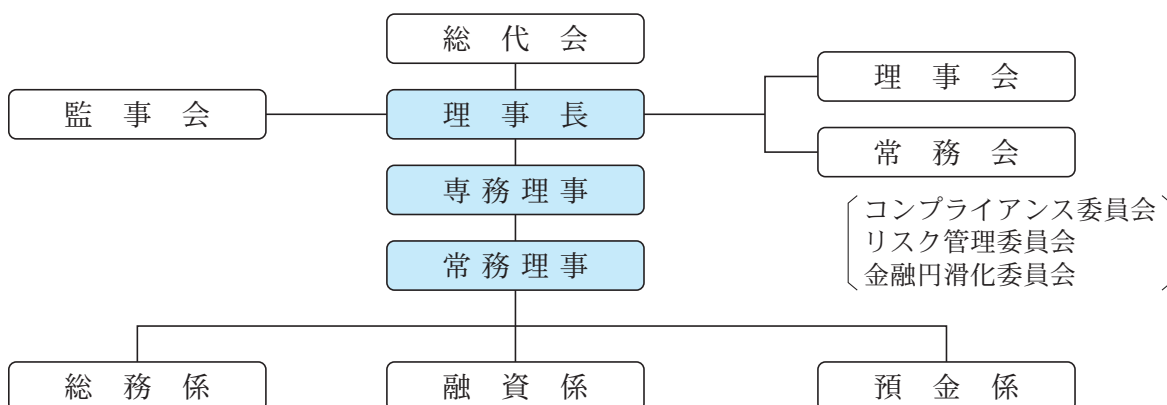
■基本方針

1. 県内医療業界内の金融の円滑化に寄与する。
2. 開業医および勤務医とその家族を含めた組合員の健全な経済的地位の向上に努める。
3. ひいては県内医療業界全体の健全な発展に貢献することを基本理念とする。

■経営方針

1. 預金および貸出金の均衡ある増強をはかるとともに、より高い金融機能の向上に努める。
2. さらに医療金融の大きな枠組みの中で、医療業界に一番身近な金融機関としての機能を果たせるように努める。
3. 協同組織金融機関として、全組合員に対する公平な運営に心掛けるとともに、堅実な経営を持続する。

■事業の組織



■ 役員一覧（理事及び監事の氏名・役職名）

（平成25年6月30日現在）

理事長／有海躬行	専務理事／栗谷義樹	常務理事／菅原正俊
理事／中條明夫	理事／清治邦夫	理事／大内清則
理事／齋藤忠明	理事／中目千之	理事／吉岡信弥
理事／齋藤 總	理事／海和邦博	
監事／小林正義	監事／大泉晴史	監事／尾形 浩

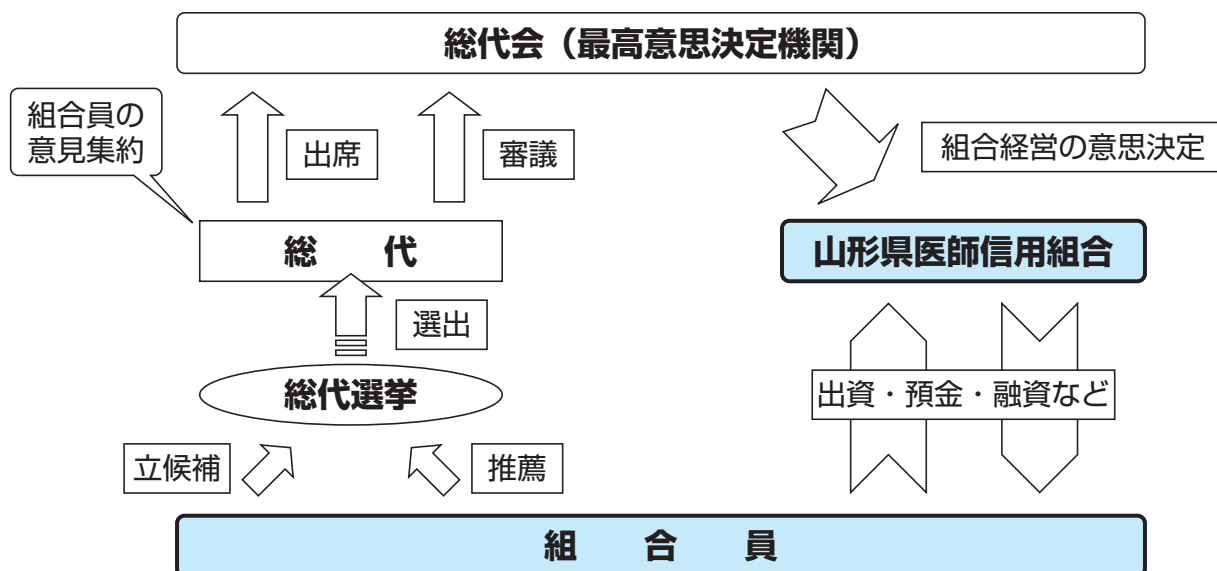
※職員出身者以外の理事の登用状況

当組合では、常務理事を除く職員出身者以外の理事10名の経営参画により、ガバナンスの向上や組合員意見の多面的な反映に努めています。

■ 総代会について

■ 総代会の仕組み（役割）

総代会とは、総会に代わる制度で、中小企業等協同組合法及び定款の定めるところにより「総代会」を設けることが認められています。「総代会」は、組合員一人ひとりの意思が信用組合の経営に反映されるように、組合員の中から公平に選出された総代により運営され、組合員の総意を適正に反映し、充実した審議を確保しています。また、総代会は、当組合の最高意思決定機関であり、定款の変更、決算関係書類の承認、理事・監事の選挙など重要事項に関する審議、決議が行なわれます。



当組合では、総代会に限定することなく、日常の営業活動を通じて、総代や組合員とのコミュニケーションを図り、さまざまな経営改善に取り組んでいます。

■ 総代の選出方法、任期、定数

総代は、総代会での意思決定が広く組合員の意思を反映し適切に行われるように、組合員の中から、定款及び総代選挙規程に基づき、公正な手続きを経て選出されます。

(1) 総代の選出方法

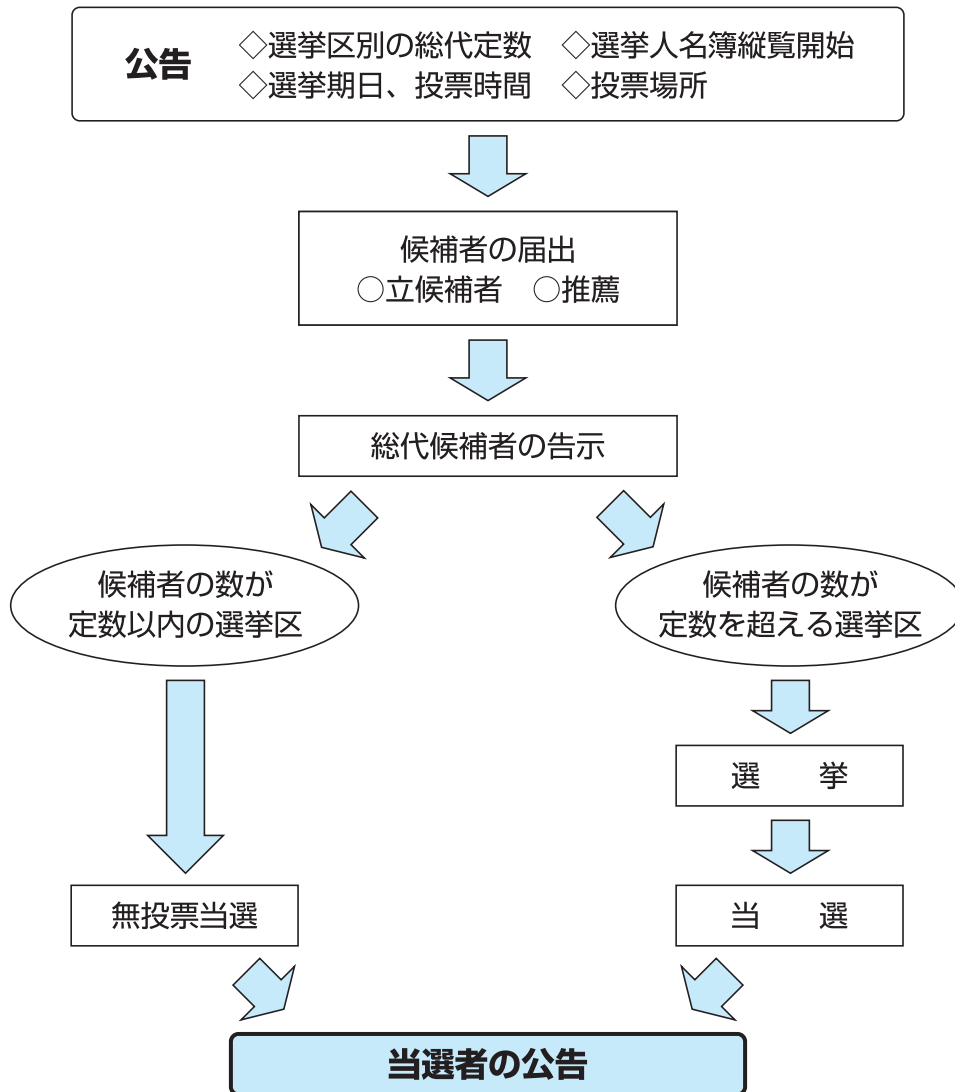
総代は組合員であることが前提条件であり、総代選挙規程等に則り、各選挙区毎に立候補した方もしくは選挙区内の組合員より推薦された方の中から、その選挙区に属する組合員により、公平な選挙を行い選出されます。なお、総代候補者の数が当該選挙区における総代定数を満たさない場合は、投票を行わないでその候補者を当選者としています（ただし、当該選挙区の理事長は直ちにその旨を公示しなければならない）。

(2) 総代の任期、定数

総代の任期は2年となっています。なお、当組合では選挙区を12地区に分け、総代選挙を行っています。

総代の定数は、57人以上100人以内としています。選挙区別の定数は、当該選挙区の組合員数と総組合員数の按分比により算出しています（平成25年3月31日現在の総組合員数は717人）。

■総代選挙までの流れ



■総代会の決議事項

第40期通常総代会が、平成25年6月15日（土）午後4時より、山形市の山形国際ホテルで開催されました。当日は総代70名のうち、出席66名（うち書面議決書及び委任状による出席者30名）のもと、全議案が可決・承認されました。



山形県医師信用組合 第40期通常総代会

【議 事】

- 第1号議案 第40期（平成24年4月1日から平成25年3月31日まで）事業報告書、貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案並びに付属明細書承認の件
※満場異議なく、原案どおり可決・承認されました。
- 第2号議案 平成25年度（第41期）事業計画・収支予算書（案）承認の件
※満場異議なく、原案どおり可決・承認されました。

■総代の選挙区、定数、総代数、総代氏名

（平成25年6月30日現在）

選挙区	総代氏名（敬称略）
第1区 山形大学医師会区 総代数1名／総代定数1名	太田 伸男
第2区山形市医師会区 総代数23名／総代定数23名	小田 純士、小関 憲、笠原 信男、根本 元、大道寺七兵衛、 橘 英郎、大内 敬一、羽根田 敦、古澤 信行、森 和男、 山口登喜雄、岡部 健二、多田 悦巳、鶴宮 康、吉福 宏実、 鈴木 八郎、中島 久雄、山田 修久、武田 和夫、門馬 孝、 松田 綵子、金谷 透、小松 芳之
第3区天童市東村山郡医師会区 総代数5名／総代定数5名	神村 匡、三條 忠夫、鞍掛 彰秀、目黒 光彦、増子 邦彦
第4区寒河江市西村山郡医師会区 総代数4名／総代定数4名	和田 潤一、鈴木 明朗、多田 清一、三浦 民夫
第5区上山市医師会区 総代数3名／総代定数3名	佐藤 紀嗣、原田 正夫、須田 暁
第6区北村山地区医師会区 総代数3名／総代定数3名	八鍬 直、後藤 恒男、神林 隆明
第7区新庄市最上郡医師会区 総代数3名／総代定数3名	山科 昭雄、後藤 重雄、渡部 健一
第8区酒田地区医師会区 総代数7名／総代定数7名	本間 清和、眞田 淳、酒井 朋久、佐藤 顕、土門 斉、 守川 勝、矢島 恭一
第9区鶴岡地区医師会区 総代数8名／総代定数8名	黒羽根洋司、斎藤 慎、石橋 学、土田 兼史、上野 欣一、 福原 晶子、中村 秀幸、横山 靖
第10区南陽市東置賜郡医師会区 総代数3名／総代定数3名	後藤 利昭、柄澤 勉、大西 正一
第11区长井市西置賜郡医師会区 総代数3名／総代定数3名	大森 典夫、齋藤 和幸、寺島賢二郎
第12区米沢市医師会区 総代数7名／総代定数7名	高橋 秀昭、遠藤 一平、島田 耕司、仁科 盛之、石山 清司、 石橋 正道、大道寺浩一
合 計	総代数 70名 / 総代定数 70名

■平成24年度 経営環境・事業概況

■経営環境

平成24年度のわが国経済は、東日本大震災の復興需要等により景気は緩やかに回復しつつありましたが、後半に入ると円高の進行や世界経済の減速等を背景に輸出、生産が落ち込み、景気の底割れが懸念される状況となってきました。しかし、年末に行われた総選挙において政権の枠組みが変わり、新政府は、日本経済の再生に向けての「金融政策」、機動的な「財政政策」、そして民間投資を喚起する「成長戦略」を三本の柱とし、長引

く円高デフレ不況からの脱却と雇用や所得の拡大を目指す緊急経済対策を打ち出したところ、円安、株高に潮目が変わり、景気回復に対する期待感が大きくなってきております。

■事業概況

平成24年度は、厳しい経営環境にもかかわらず、組合員の諸先生方ならびに県医師会をはじめとする各郡市地区医師会、関係諸団体の皆様のご理解とご支援により、以下のとおりの業績を上げることができました。

・預金	期末残高	8,379百万円、	増加額	+754百万円、	増加率	+ 9.89%
・貸出金	期末残高	2,387百万円、	増加額	+373百万円、	増加率	+18.53%
・業務純益		55百万円	増加額	+18百万円		
・当期利益		44百万円	増加額	+ 6百万円		
・自己資本比率		21.44%	前年度比	△ 1.82%		

■組合員の推移

(単位：人)

区 分	平成23年度末	平成24年度末
個 人	6 0 2	6 3 2
法 人	7 7	8 5
合 計	6 7 9	7 1 7

■店舗一覧

店 名	住 所	電 話	ファクシミリ
本 店	〒990-2473 山形県山形市松栄一丁目6番73号	023-666-5700	023-666-5701

※1. 当組合は、山形県一円を営業範囲としております。

※2. 当組合では、CD・ATMを設置していません。

■主要な事業の内容

- A. 預金業務
普通預金、通知預金、定期預金、定期積金（県医師会協力貯蓄預金含む）等を取り扱っております。
- B. 貸出業務
手形貸付、証書貸付を取り扱っております。
- C. 有価証券投資業務
預金の支払準備及び資金運用のため国債、地方債、社債、株式、その他の証券に投資しております。
- D. 付帯業務
(イ)代理業務：独立行政法人福祉医療機構の代理貸付業務

■代理貸付残高

(単位：千円)

区 分	平成23年度	平成24年度
独立行政法人福祉医療機構	—	—
そ の 他	—	—

貸借対照表

(単位：千円)

科 目 (資 産 の 部)	金 額		科 目 (負 債 の 部)	金 額	
	平成23年度	平成24年度		平成23年度	平成24年度
現 金	909	814	預金積金	7,625,234	8,379,965
預 け 金	1,557,910	1,993,787	当座預金	—	—
全信組連短期資金	—	—	普通預金	263,049	226,973
買入手形	—	—	貯蓄預金	—	—
コールローン	—	—	通知預金	—	—
買現先勘定	—	—	定期預金	6,883,408	7,585,163
債券貸借取引支払保証金	—	—	定期積金	478,769	567,800
買入金銭債権	—	—	その他の預金	8	28
金銭の信託	—	—	譲渡性預金	—	—
商品有価証券	—	—	借用金	—	—
商品国債	—	—	借入金	—	—
商品地方債	—	—	当座借越	—	—
商品政府保証債	—	—	再割引手形	—	—
その他の商品有価証券	—	—	売渡手形	—	—
有価証券	4,871,198	5,014,038	コールマネー	—	—
国債	315,720	645,900	売現先勘定	—	—
地方債	940,751	951,747	債券貸借取引受入担保金	—	—
短期社債	—	—	コマーシャル・ペーパー	—	—
社債	2,234,676	2,514,152	外国為替	—	—
株式	1,180	2,238	外国他店預り	—	—
その他の証券	1,378,870	900,000	外国他店借	—	—
貸出金	2,014,008	2,387,229	売渡外国為替	—	—
割引手形	—	—	未払外国為替	—	—
手形貸付	11,000	51,000	その他負債	23,512	21,481
証書貸付	2,003,008	2,336,229	未決済為替借	—	—
当座貸越	—	—	未払費用	13,884	12,423
外国為替	—	—	給付補填備金	962	1,272
外国他店預け	—	—	未払法人税等	4,354	4,000
外国他店貸	—	—	前受収益	1,502	1,717
買入外国為替	—	—	払戻未済金	2,110	1,060
取立外国為替	—	—	払戻未済分	—	—
その他資産	35,597	36,252	職員預り金	—	—
未決済為替貸	—	—	先物取引受入証拠金	—	—
全信組連出資金	10,000	10,000	先物取引差金勘定	—	—
商工中金出資金	—	—	借入商品債券	—	—
前払費用	—	—	借入有価証券	—	—
未収収益	23,358	23,531	売付商品債券	—	—
先物取引差入証拠金	—	—	売付債券	—	—
先物取引差金勘定	—	—	金融派生商品	—	—
保管有価証券等	—	—	リース債務	—	—
金融派生商品	—	—	その他の負債	697	1,008
その他の資産	2,239	2,721	賞与引当金	447	791
有形固定資産	5,526	2,825	役員賞与引当金	—	—
建物	552	506	退職給付引当金	2,413	3,140
土地	—	—	役員退職慰労引当金	—	4,380
建設仮勘定	—	—	特別法上の引当金	—	—
その他の有形固定資産	4,973	2,319	金融商品取引責任準備金	—	—
無形固定資産	389	272	繰延税金負債	10,517	52,786
ソフトウェア	254	137	再評価に係る繰延税金負債	—	—
のれん	—	—	債務保証	—	—
リース債権	—	—	負債の部合計	7,662,125	8,462,546
その他の無形固定資産	134	134	(純資産の部)		
繰延税金資産	—	—	出資金	75,000	77,570
再評価に係る繰延税金資産	—	—	普通出資金	75,000	77,570
債務保証見返	—	—	優先出資金	—	—
貸倒引当金	△34,939	△35,108	優先出資申込証拠金	—	—
(うち個別貸倒引当金)	△28,312	△27,412	資本剰余金	—	—
			資本準備金	—	—
			その他資本剰余金	—	—
			利益剰余金	665,593	707,140
			利益準備金	74,650	75,000
			その他利益剰余金	590,943	632,140
			特別積立金	542,159	577,159
			(目的積立金)	(13,710)	(13,710)
			当期末処分剰余金	48,784	54,981
			自己優先出資	—	—
			自己優先出資申込証拠金	—	—
			組合員勘定合計	740,593	784,710
			その他有価証券評価差額金	47,882	152,854
			繰延ヘッジ損益	—	—
			土地再評価差額金	—	—
			評価・換算差額等合計	47,882	152,854
			純資産の部合計	788,476	937,565
資産の部合計	8,450,601	9,400,112	負債及び純資産の部合計	8,450,601	9,400,112

■貸借対照表の注記事項

- 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。なお、以下の注記については、表示単位未満を切り捨てて表示しております。
- 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券のうち時価のあるものについては、事業年度末の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
- 有形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は、定額法を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	15年
その他	4年～20年
- 無形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当組合内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。
- 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（日本公認会計士協会・銀行等監査特別委員会報告第4号）に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき算定した額と、税法基準の法定繰入率にて算定した額とのどちらか大きい方の額を引当てております。当事業年度は、法定繰入率にて算定した額を計上しております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を引当てております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を引当てております。

全ての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部門の協力の下に資産査定部署が資産査定を実施しており、その査定結果により上記の引当てを行っております。
- 賞与引当金は、職員への賞与の支払いに備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
- 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務に基づき、必要額を計上しております。
- 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見込額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。（過年度分 3,580千円、当事業年度分 800千円）
- 消費税及び地方消費税の会計処理は、税込方式によっております。
- 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債権総額 77百万円
- 有形固定資産の減価償却累計額 14百万円
- 貸出金のうち、破綻先債権額はありません。延滞債権額は27百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払いの遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込がないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸出償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払いを猶予した貸出金以外の貸出金であります。
- 貸出金のうち、3か月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額はありません。

なお、3か月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から3か月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

また、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3か月以上延滞債権に該当しないものであります。
- 破綻先債権額、延滞債権額、3か月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計は27百万円であります。

なお、12.から14.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
- 出資1口当たりの純資産額は120,867円08銭です。
- 金融商品の状況に関する事項
 - 金融商品に対する取組方針
当組合は、預金業務、融資業務及び市場運用業務などの金融業務を行っております。
このため、業務に内在する各種リスクについて一元的・総体的に捉え、経営体力と比較・対照することにより業務の健全性を確保する統合的リスク管理を行っております。
ただし、デリバティブ取引は行っておりません。
 - 金融商品の内容及びそのリスク
当組合が保有する金融資産は、主として事業地区内及び医療界のお客様に対する貸出金です。
また、有価証券は、主に債券、株式であり、満期保有目的、純投資目的及び事業推進目的で保有しております。これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。また、外貨建有価証券は保有しておりません。

一方、金融負債は、主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されております。しかし、変動金利の預金は取扱いを行っておりません。

(3) 金融商品に係るリスク管理態勢

①信用リスクの管理

当組合は、業務内容方法書、貸出細則及び信用リスク管理規程に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、保証や担保の設定、問題債権への対応など与信管理に関する態勢を整備し運営しております。これらの与信管理は、融資関連部署により行われ、また、定期的に経営陣によるリスク管理委員会（常務会が兼ねる）や理事会を開催し、審議・報告を行っております。さらに、与信管理の状況については、定期的にリスク管理委員会がチェックしております。

有価証券の発行体の信用リスクについては、業務関連部署において、販売証券会社等からの信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。

②市場リスクの管理

(i)金利リスクの管理

当組合は、統合的リスク管理によって金利変動リスクを管理しております。

統合的リスク管理方針、リスク管理規程、市場関連リスク管理規程において、リスク管理手法や手続等の詳細を明記しており、リスク管理委員会において決定された金利リスクに関する方針に基づき、理事会において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っております。

具体的には、四半期ベースで業務関連部署において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度分析等によりモニタリングを行い、リスク管理委員会及び理事会に報告しております。

(ii)為替リスクの管理

当組合では、為替取引は行っておりません。

(iii)価格変動リスクの管理

当組合は、有価証券を含む市場運用商品の保有については、リスク管理委員会の方針に基づき、理事会の監督の下、市場リスク関連規程及び資金運用基準に従い行われております。

また、市場運用商品の購入に際しては、事前審査、投資限度額の設定のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。

これらの情報は業務関連部署を通じ、理事会及びリスク管理委員会において定期的に報告しております。

また、当組合で保有している株式は、全て事業推進目的で保有しているものであります。

(iv)デリバティブ取引

当組合では、デリバティブ取引は行っておりません。

③流動性リスクの管理

当組合は、統合的リスク管理を通して、適時に預け金や有価証券を含めた資金管理を行い、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

なお、金融商品のうち貸出金については、簡便な計算により算出した時価に代わる金額を開示しております。

17. 金融商品の時価等に関する事項

平成25年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、つぎのとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません。

また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 預 け 金	1,993	2,005	11
(2) 有 価 証 券			
満期保有目的の債券	900	812	△87
その他有価証券	4,113	4,113	—
(3) 貸 出 金 (*1)	2,387		
貸倒引当金 (*2)	△35		
	2,352	2,436	84
金 融 資 産 計	9,359	9,368	8
(1) 預 金 積 金	8,379	8,398	18
金 融 負 債 計	8,379	8,398	18

(*1) 貸出金の時価には、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」を記載しております。

(*2) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(注1) 金融商品の時価算定方法

◇金融資産

(1) 預け金

満期のない預け金については、時価と帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、市場金利で割り引くことで現在価値を算定し、当該現在価値を時価とみなしております。

(2) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所又は取引証券会社から提示された価格によっております。

なお、投資信託、変動利付国債、当組合保証付私募債は保有しておりません。

(3) 貸出金

貸出金は、以下の①～③の合計額から、貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除する方法により算定し、その算出結果を簡便な方法により算出した時価に代わる金額として記載しております。

① 破綻懸念先債権等、将来キャッシュ・フローの見積りが困難な債権については、それぞれの貸借対照表の貸出金勘定に計上している額（貸倒引当金控除前の額。以下、「貸出金計上額」という。）

② ①以外のうち、変動金利によるものは貸出金計上額

③ ①以外のうち、固定金利によるものは貸出金の期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額市場金利（LIBOR、SWAP）で割り引いた価額

◇金融負債

(1) 預金積金

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払価額（帳簿価額）を時価とみなしております。定期預金の時価は、一定の金額帯及び期間帯ごとに将来キャッシュ・フローを作成し、元利金の合計額を一種類の市場金利（LIBOR、SWAP）で割り引いた価額を時価とみなしております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

(単位：百万円)

区 分	貸借対照表計上額
非上場株式 (* 1)	0
組合出資金 (* 2)	10
合 計	10

(* 1) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしていません。

(* 2) 組合出資金のうち、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしていません。

18. 有価証券の時価、評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「国債」、「地方債」、「短期社債」、「社債」、「その他の証券」が含まれております。以下、21まで同様であります。

(1) 売買目的有価証券に区分した有価証券はありません。

(2) 満期保有目的の債券

【時価が貸借対照表計上額を超えるもの】

該当事項ありません

【時価が貸借対照表計上額を超えないもの】

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
国 債	— 百万円	— 百万円	— 百万円
地 方 債	—	—	—
短 期 社 債	—	—	—
社 債	—	—	—
そ の 他	900	812	△ 87
小 計	900	812	△ 87
合 計	900	812	△ 87

(注) 時価は当事業年度末における市場価格に基づいております。

(3) その他有価証券

【貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの】

	貸借対照表計上額	取得原価	差 額
株 式	2 百万円	0 百万円	1 百万円
債 券	3,923	3,700	223
国 債	645	591	54
地 方 債	951	905	46
短 期 社 債	—	—	—
社 債	2,326	2,203	122
そ の 他	—	—	—
小 計	3,925	3,701	224

【貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの】

	貸借対照表計上額	取得原価	差 額
株 式	— 百万円	— 百万円	— 百万円
債 券	188	197	9
国 債	—	—	—
地 方 債	—	—	—
短 期 社 債	—	—	—
社 債	188	197	9
そ の 他	—	—	—
小 計	188	197	9
合 計	4,113	3,898	215

(注) 貸借対照表計上額は、当事業年度末における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

19. 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券はありません。

20. 当期中に売却したその他の有価証券は次のとおりであります。

売却価額	売却益	売却損
1,123百万円	23百万円	0 百万円

21. その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の期間毎の償還予定額は次のとおりであります。

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
債 券	100 百万円	623 百万円	1,565 百万円	2,721 百万円
国 債	—	—	—	645
地 方 債	—	318	526	106
短 期 社 債	—	—	—	—
社 債	100	305	939	1,169
そ の 他	—	—	100	800
合 計	100	623	1,565	2,721

22. 繰延税金資産及び繰延税金負債の主な発生原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産

貸倒引当金損金算入限度額超過額	7百万円
退職給与引当金損金算入限度額超過額	—
その他	1
繰延税金資産合計	9

繰延税金負債

その他有価証券評価差益	62百万円
繰延税金負債合計	62
繰延税金負債の純額	<u>52百万円</u>

■ 損益計算書

(単位：千円)

科 目	平成23年度	平成24年度	科 目	平成23年度	平成24年度
経常収益	118,709	129,813	その他業務費用	5,952	1,227
資金運用収益	110,027	104,635	外国為替売買損	—	—
貸出金利息	30,628	34,775	商品有価証券売却損	—	—
預け金利息	7,642	8,229	国債等債券売却損	4,017	159
全信組連短期資金利息	—	—	国債等債券償還損	—	—
買入手形利息	—	—	国債等債券償却	—	—
コールローン利息	—	—	金融派生商品費用	—	—
買現先利息	—	—	その他の業務費用	35	—
債券貸借取引受入利息	—	—	一般貸倒引当金繰入額	1,898	1,068
有価証券利息配当金	71,356	61,230	経費	50,947	52,313
金利スワップ受入利息	—	—	人件費	23,053	23,985
その他の受入利息	400	400	物件費	27,735	28,198
役務取引等収益	43	43	税金	158	130
受入為替手数料	—	—	その他経常費用	△1,200	4,223
その他の役務収益	43	43	貸出金償却	—	—
その他業務収益	7,928	25,114	個別貸倒引当金繰入額	△1,200	△900
外国為替売買益	—	—	株式等売却損	—	—
商品有価証券売却益	—	—	株式等償却	—	—
国債等債券売却益	7,034	23,770	金銭の信託運用損	—	—
国債等債券償還益	—	—	その他資産償却	—	—
金融派生商品収益	—	—	その他の経常費用	—	5,123
その他の業務収益	893	1,344	経常利益（経常損失）	38,951	51,668
その他経常収益	710	20	特別利益	570	—
株式等売却益	—	—	固定資産処分益	—	—
金銭の信託運用益	—	—	賞与引当金取崩益	570	—
その他の経常収益	710	20	償却債権取立益	—	—
経常費用	79,758	78,145	金融商品取引責任準備金取崩額	—	—
資金調達費用	20,846	16,822	その他の特別利益	—	—
預金利息	18,929	15,545	特別損失	550	—
給付補填備金繰入額	1,917	1,277	固定資産処分損	103	—
譲渡性預金利息	—	—	賞与引当金繰入額	447	—
借入金利息	—	—	減損損失	—	—
売渡手形利息	—	—	金融商品取引責任準備金繰入額	—	—
コールマネー利息	—	—	その他の特別損失	—	—
売現先利息	—	—	税引前当期純利益（純損失）	38,971	51,668
債券貸借取引支払利息	—	—	法人税、住民税及び事業税	82	7,792
コマーシャル・ペーパー利息	—	—	法人税等調整額	433	△606
金利スワップ支払利息	—	—	当期純利益（純損失）	38,455	44,483
その他の支払利息	—	—	繰越金（当期首残高）	10,328	10,498
役務取引等費用	3,211	3,557	…積立金取崩額	—	—
支払為替手数料	415	406	当期末処分剰余金（未処理損失金）	48,784	54,981
その他の役務費用	2,796	3,150			

(注1) 記載金額は、千円未満切り捨てて表示しております。なお、以下の注記については、表示未満を切り捨てて表示しています。

(注2) 出資金1口当たりの当期純利益 5,734円57銭

■ 剰余金処分計算書

(単位：千円)

科 目	平成23年度	平成24年度	科 目	平成23年度	平成24年度
当期末処分剰余金(未処理損失)	48,784	54,981	役員賞与金	—	—
積立金取崩額	—	5,000	特別積立金	35,000	40,000
剰余金処分額	38,285	59,981	(退職給与積立金)	(—)	(—)
利益準備金	350	2,570	(目的積立金)	(—)	(—)
出資配当金	2,935	6,107			
(配当率)	(年率 4.00%)	(年率 8.00%)	繰越金(当期末残高)	10,498	11,304

■ 粗利益

(単位：千円)

区 分	平成23年度	平成24年度
資金運用収益	110,027	104,635
資金調達費用	20,846	16,822
資金運用収支	89,180	87,812
役務取引等収益	43	43
役務取引等費用	3,211	3,557
役務取引等収支	△3,167	△3,513
その他業務収益	7,928	25,114
その他業務費用	5,952	159
その他業務収支	1,975	24,955
業務粗利益	89,887	109,254
業務粗利益率	1.08%	1.27%

(注) 業務粗利益率 = 業務粗利益 ÷ 資金運用勘定計平均残高 × 100

■ 経費の内訳

(単位：千円)

項 目	平成23年度	平成24年度
人 件 費	23,053	23,985
報酬給料手当	19,634	20,507
退職給付費用	739	727
その他	2,680	2,751
物 件 費	27,735	28,198
事務費	11,605	12,295
固定資産費	2,998	3,758
事業費	3,909	3,189
人事厚生費	351	982
減価償却費	2,837	2,818
その他	6,032	5,152
税金	158	130
経費合計	50,947	52,313

■ 役務取引の状況

(単位：千円)

項 目	平成23年度	平成24年度
役務取引等収益	43	43
受入為替手数料	—	—
その他の受入手数料	43	43
その他の役務取引等収益	—	—
役務取引等費用	3,211	3,557
支払為替手数料	415	406
その他の支払手数料	3	2
その他の役務取引等費用	2,792	3,147

■ 受取利息及び支払利息の増減

(単位：千円)

区 分	平成23年度			平成24年度		
	残高による増減	利率による増減	純増減	残高による増減	利率による増減	純増減
受 取 利 息	5,787	△3,818	1,969	4,657	△10,050	△5,392
うち貸出金	4,351	△3,509	841	6,591	△2,444	4,147
うち預け金	△437	798	360	330	256	586
うち有価証券	1,873	△1,106	767	△2,264	7,862	△10,126
支 払 利 息	818	△2,211	△1,392	601	△4,625	△4,023
うち預金積金	818	△2,211	△1,392	601	△4,625	△4,023

(注) 残高及び利率の増減要因が重なる部分については、利率による増減要因に含めております。

■ 業務純益

(単位：千円)

項 目	平成23年度	平成24年度
業 務 純 益	37,041	55,872

■ 主要な経営指標の推移

(単位：千円)

区 分	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
経 常 収 益	97,898	130,546	111,401	118,709	129,813
経 常 利 益	1,748	11,034	24,968	38,951	51,668
当 期 純 利 益	4,306	11,811	14,097	38,455	44,483
預 金 積 金 残 高	6,445,452	7,031,253	7,404,557	7,625,234	8,379,965
貸 出 金 残 高	1,281,324	1,540,598	1,470,573	2,014,008	2,387,229
有 価 証 券 残 高	4,410,550	4,601,136	5,011,713	4,871,198	5,014,038
総 資 産 額	7,176,568	7,800,611	8,146,415	8,450,601	9,400,112
純 資 産 額	666,614	700,571	716,333	788,476	937,565
自 己 資 本 比 率	29.97 %	25.27 %	25.51 %	23.26 %	21.44 %
出 資 総 額	64,220	74,080	74,650	75,000	77,570
出 資 総 口 数	6,422 口	7,408 口	7,465 口	7,500 口	7,757 口
出 資 対 する 配 当 金	2,538	2,738	2,951	2,935	6,107
職 員 数	3 人	3 人	3 人	3 人	3 人

(注1) 残高計数は期末日現在のものです。

(注2) 自己資本比率は、平成18年金融庁告示第22号により算出しております。

■ 資金運用勘定・調達勘定の平均残高等

項 目	年 度	平均残高(百万円)	利 息(千円)	利回り(%)	
資金運用勘定	平成23年度	8,274	110,027	1.32	
	平成24年度	8,601	104,635	1.21	
	うち貸出金	平成23年度	1,841	30,628	1.66
		平成24年度	2,271	34,775	1.53
	うち預け金	平成23年度	1,589	7,642	0.48
		平成24年度	1,656	8,229	0.49
うち有価証券	平成23年度	4,836	71,356	1.47	
	平成24年度	4,663	61,230	1.31	
資金調達勘定	平成23年度	7,545	20,846	0.27	
	平成24年度	7,825	16,822	0.21	
	うち預金積金	平成23年度	7,545	20,846	0.27
		平成24年度	7,825	16,822	0.21

■その他業務収益の内訳

(単位：千円)

項 目	平成23年度	平成24年度
外国為替売買益	—	—
商品有価証券売買益	—	—
国債等債券売却益	7,034	23,770
国債等債券償還益	—	—
金融派生商品収益	—	—
その他の業務収益	893	1,344
その他の業務収益合計	7,928	25,114

■有価証券、金銭の信託等の取得価額又は契約価額、時価及び評価損益

(単位：千円)

項 目		取得価額又は契約価額	時 価	評 価 損 益
有 価 証 券	平成23年度末	4,803,758	4,604,848	△198,909
	平成24年度末	4,798,750	4,926,783	128,033
金 銭 の 信 託	平成23年度末	—	—	—
	平成24年度末	—	—	—
デリバティブ等商品	平成23年度末	—	—	—
	平成24年度末	—	—	—

(注1) 時価は、「金融商品に係る会計基準の設定に関する意見書」(企業会計審議会平成11年1月22日)に定める時価に基づいて表示しています。なお、時価のないものについては、帳簿価額で表示しております

(注2) デリバティブ等商品とは、預金等と協同組合による金融事業に関する法律施行規則第5条の7第1項第5号に掲げる取引(金融先物取引、金融等デリバティブ取引、先物外国為替取引、有価証券デリバティブ取引等)を組合わせた商品です。

■総資産利益率

(単位：%)

区 分	平成23年度	平成24年度
総資産経常利益率	0.46	0.59
総資産当期純利益率	0.46	0.51

(注1) 総資産経常利益率=経常利益÷総資産平均残高×100

(注2) 総資産当期純利益率=当期純利益÷総資産平均残高×100

■総資金利鞘等

(単位：%)

区 分	平成23年度	平成24年度
資金運用利回 (A)	1.32	1.21
資金調達原価率 (B)	0.95	0.88
資金利鞘 (A-B)	0.37	0.33

(注1) 資金運用利回=資金運用収益÷資金運用勘定計平均残高×100

(注2) 資金調達原価率=(資金調達費用+経費)÷資金運用勘定計平均残高×100

■預貸率及び預証率

(単位：%)

区 分		平成23年度	平成24年度
預 貸 率	期 末	26.41	28.48
	期 中 平 均	24.39	29.03
預 証 率	期 末	63.88	59.83
	期 中 平 均	64.08	59.59

(注1) 預貸率=貸出金÷(預金積金+譲渡性預金)×100

(注2) 預証率=有価証券÷(預金積金+譲渡性預金)×100

■ 1店舗当たりの預金及び貸出金残高

(単位：千円)

区 分	平成23年度末	平成24年度末
1店舗当たりの預金残高	7,625,234	8,379,965
1店舗当たりの貸出金残高	2,014,008	2,387,229

■ 職員1人当たりの預金及び貸出金残高

(単位：千円)

区 分	平成23年度末	平成24年度末
職員1人当たりの預金残高	1,906,308	2,094,991
職員1人当たりの貸出金残高	503,502	596,807

■ 預金種目別平均残高

(単位：千円、%)

種 目	平成23年度		平成24年度	
	金 額	構 成 比	金 額	構 成 比
流 動 性 預 金	261,287	3.4	221,887	2.8
定 期 性 預 金	7,284,617	96.5	7,603,730	97.2
譲 渡 性 預 金	—	—	—	—
そ の 他 の 預 金	—	—	—	—
合 計	7,545,904	100.0	7,825,617	100.0

■ 定期預金種類別残高

(単位：千円)

区 分	平成23年度	平成24年度
固 定 金 利 定 期 預 金	6,883,408	7,585,163
変 動 金 利 定 期 預 金	—	—
そ の 他 の 預 金	—	—
合 計	6,883,408	7,585,163

■ 預金者別預金残高

(単位：千円、%)

種 目	平成23年度		平成24年度	
	金 額	構 成 比	金 額	構 成 比
個 人	5,957,176	78.1	6,249,646	74.6
法 人	1,668,058	21.8	2,130,319	25.4
一 般 法 人	1,668,058	21.8	2,130,319	25.4
金 融 機 関	—	—	—	—
公 金	—	—	—	—
合 計	7,625,234	100.0	8,379,965	100.0

■ 貸出金種類別平均残高

(単位：千円、%)

科 目	平成23年度		平成24年度	
	金 額	構 成 比	金 額	構 成 比
割 引 手 形	—	—	—	—
手 形 貸 付	30,002	1.6	23,868	1.1
証 書 貸 付	1,811,166	98.3	2,247,935	98.9
当 座 貸 越	—	—	—	—
合 計	1,841,169	100.0	2,271,804	100.0

■担保種類別貸出金残高及び債務保証見返額

(単位：千円、%)

項 目		金 額	構 成 比	債務保証見返額
当組合預金積金	平成23年度	81,000	4.0	—
	平成24年度	69,000	2.9	—
有 価 証 券	平成23年度	—	—	—
	平成24年度	—	—	—
動 産	平成23年度	—	—	—
	平成24年度	—	—	—
不 動 産	平成23年度	838,874	41.6	—
	平成24年度	876,320	36.7	—
そ の 他	平成23年度	—	—	—
	平成24年度	—	—	—
小 計	平成23年度	919,874	45.6	—
	平成24年度	945,320	39.6	—
信用保証協会・信用保険	平成23年度	—	—	—
	平成24年度	—	—	—
保 証	平成23年度	966,321	47.9	—
	平成24年度	1,354,364	56.7	—
信 用	平成23年度	127,812	6.3	—
	平成24年度	87,544	3.7	—
合 計	平成23年度	2,014,008	100.0	—
	平成24年度	2,387,229	100.0	—

■貸出金金利区分別残高

(単位：千円)

区 分	平成23年度	平成24年度
固 定 金 利 貸 出	557,571	942,207
変 動 金 利 貸 出	1,456,437	1,445,022

■貸出金使途別残高

(単位：千円、%)

科 目	平成23年度末		平成24年度末	
	金 額	構 成 比	金 額	構 成 比
運 転 資 金	838,670	41.6	1,117,682	46.8
設 備 資 金	1,175,338	58.3	1,269,547	53.2
合 計	2,014,008	100.0	2,387,229	100.0

■消費者ローン・住宅ローン残高

(単位：千円、%)

区 分	平成23年度末		平成24年度末	
	金 額	構 成 比	金 額	構 成 比
消 費 者 ロ ー ン	19,922	2.3	18,746	2.3
住 宅 ロ ー ン	817,702	97.6	786,160	97.7
合 計	837,625	100.0	804,906	100.0

貸出金業種別残高・構成比

(単位：千円、%)

業種別	平成23年度		業種別	平成24年度	
	金額	構成比		金額	構成比
製造業	—	—	製造業	—	—
農業・林業	—	—	農業・林業	—	—
漁業	—	—	漁業	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	鉱業、採石業、砂利採取業	—	—
建設業	—	—	建設業	—	—
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	電気・ガス・熱供給・水道業	—	—
情報通信業	—	—	情報通信業	—	—
運輸業	—	—	運輸業	—	—
卸売業・小売業	—	—	卸売業・小売業	—	—
金融・保険業	—	—	金融・保険業	—	—
不動産業	—	—	不動産業	—	—
物品賃貸業	—	—	物品賃貸業	—	—
学術研究、専門・技術サービス業	—	—	学術研究、専門・技術サービス業	—	—
宿泊業	—	—	宿泊業	—	—
飲食業	—	—	飲食業	—	—
生活関連サービス業、娯楽業	—	—	生活関連サービス業、娯楽業	—	—
教育、学習支援業	—	—	教育、学習支援業	—	—
医療、福祉	851,932	42.3	医療、福祉	1,151,903	48.3
その他のサービス	—	—	その他のサービス	—	—
その他の産業	70,000	3.5	その他の産業	60,000	2.5
小計	921,932	45.8	小計	1,211,904	50.8
地方公共団体	—	—	地方公共団体	—	—
雇用・能力開発機構等	—	—	雇用・能力開発機構等	—	—
個人(住宅・消費・納税資金等)	1,092,075	54.2	個人(住宅・消費・納税資金等)	1,175,325	49.2
合計	2,014,008	100.0	合計	2,387,229	100.0

(注) 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

有価証券種類別平均残高

(単位：千円、%)

区分	平成23年度		平成24年度	
	金額	構成比	金額	構成比
国債	323,385	6.6	363,364	7.8
地方債	816,635	16.8	714,574	15.3
短期社債	—	—	—	—
社債	2,030,758	41.9	2,457,390	52.7
株式	948	0.0	951	0.0
外国証券	1,664,423	34.4	1,127,397	24.2
その他の証券	—	—	—	—
合計	4,836,151	100.0	4,663,677	100.0

(注) 当組合では、商品有価証券を保有していません。

■ 有価証券種類別・残存期間別残高

(単位：千円)

区 分		1年以内	1年超3年以内	3年超5年以内	5年超7年以内	7年超10年以内	10年超	期間の定めないもの	合 計
国 債	平成23年度	—	—	—	—	—	315,720	—	315,720
	平成24年度	—	—	—	—	—	645,900	—	645,900
地 方 債	平成23年度	—	108,621	103,910	215,010	513,210	—	—	940,751
	平成24年度	—	210,537	108,180	216,090	310,120	106,820	—	951,747
短 期 社 債	平成23年度	—	—	—	—	—	—	—	—
	平成24年度	—	—	—	—	—	—	—	—
社 債	平成23年度	100,240	204,060	104,340	487,186	823,740	515,110	—	2,234,676
	平成24年度	100,360	101,430	203,580	525,250	414,130	1,169,132	—	2,514,152
株 式	平成23年度	—	—	—	—	—	—	1,180	1,180
	平成24年度	—	—	—	—	—	—	2,238	2,238
外 国 証 券	平成23年度	—	—	—	—	100,000	1,278,870	—	1,378,870
	平成24年度	—	—	—	—	100,000	800,000	—	900,000
その他の証券	平成23年度	—	—	—	—	—	—	—	—
	平成24年度	—	—	—	—	—	—	—	—
合 計	平成23年度	100,240	312,681	208,250	702,196	1,436,950	2,109,700	1,180	4,871,197
	平成24年度	100,630	311,967	311,760	741,340	824,250	2,721,852	2,238	5,014,038

(注) 社債には、政府保証債、公社公団債、金融債、事業債が含まれます。

■ 金融再生法開示債権及び同債権に対する保全額

(単位：百万円、%)

区 分		債 権 額 (A)	担保・保証等 (B)	貸倒引当金 (C)	保 全 額 (D)=(B)+(C)	保 全 率 (D)/(A)	貸倒引当金引当率 (C)/(A-C)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	平成23年度	—	—	—	—	—	—
	平成24年度	—	—	—	—	—	—
危 険 債 権	平成23年度	28	0	28	28	100.0	100.0
	平成24年度	27	0	27	27	100.0	100.0
要 管 理 債 権	平成23年度	—	—	—	—	—	—
	平成24年度	—	—	—	—	—	—
不 良 債 権 計	平成23年度	28	0	28	28	100.0	100.0
	平成24年度	27	0	27	27	100.0	100.0
正 常 債 権	平成23年度	1,985	—	—	—	—	—
	平成24年度	2,359	—	—	—	—	—
合 計	平成23年度	2,014	—	—	—	—	—
	平成24年度	2,387	—	—	—	—	—

(注1) 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権のことです。

(注2) 「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権のことです。

(注3) 「要管理債権」とは、「3か月以上延滞債権」及び「貸出条件緩和債権」に該当する貸出債権のことです。

(注4) 「正常債権」とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」以外の債権のことです。

(注5) 「担保・保証等 (B)」は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額のことです。

(注6) 「貸倒引当金 (C)」は、「正常債権」に対する一般貸倒引当金を控除した貸倒引当金のことです。

(注7) 金額は、決算後(償却後)の計数です。

■ リスク管理債権及び同債権に対する保全額

(単位：百万円、%)

区 分		残 高 (A)	担保・保証額 (B)	貸倒引当金 (C)	保 全 率 (B+C)/(A)
破綻先債権	平成23年度	—	—	—	—
	平成24年度	—	—	—	—
延滞債権	平成23年度	28	0	28	100.0
	平成24年度	27	0	27	100.0
3か月以上延滞債権	平成23年度	—	—	—	—
	平成24年度	—	—	—	—
貸出条件緩和債権	平成23年度	—	—	—	—
	平成24年度	—	—	—	—
合 計	平成23年度	28	0	28	100.0
	平成24年度	27	0	27	100.0

- (注1) 「破綻先債権」とは、元本又は利息の支払いの遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令第96条第1項第3号のイ。会社更生法又は、金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の規定による更生手続開始の申立てがあった債務者、ロ。民事再生法の規定による再生手続開始の申立てがあった債務者、ハ。破産法の規定による破産手続開始の申立てがあった債務者、ニ。会社法の規定による特別清算開始の申立てがあった債務者、ホ。手形交換所の取引停止処分を受けた債務者、等に対する貸出金のことです。
- (注2) 「延滞債権」とは、上記1及び債務者の経営再建又は支援（以下「経営再建等」という。）を図ることを目的として利息の支払いを猶予したものの以外の未収利息不計上貸出金のことです。
- (注3) 「3か月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から3か月以上延滞している貸出金（上記1及び2を除く）のことです。
- (注4) 「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建等を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金（上記1～3を除く）のことです。
- (注5) 「担保・保証額(B)」とは、自己査定に基づく担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額のことです。
- (注6) 「貸倒引当金(C)」には、リスク管理債権区分の各項目の貸出金に対して引き当てた金額を記載しており、リスク管理債権以外の貸出金等に対する貸倒引当金は含まれておりません。
- (注7) 「保全率(B+C)/(A)」は、リスク管理債権ごとの残高に対し、担保・保証・貸倒引当金を設定している割合のことです。
- (注8) これらの開示額は、担保処分による回収見込額、保証による回収が可能と認められる額や既に引当てている個別貸倒引当金を控除する前の金額であり、全てが損失となるものではありません。

■ 法令遵守態勢

(1) 基本方針

当組合は、医業における協同組織金融機関として、医師、医療機関及び組合員の先生方への金融業務を通じて地域医療の整備促進並びに組合員の皆様の生活向上に貢献することを基本理念とし、お客様や地域社会から疑惑や不信を招くような行為を防止し真に信頼されるよう役職員一同公共的使命と社会的責任を常に自覚し、法令遵守の意識や企業倫理観をもって、日々健全な業務遂行に努めております。

(2) 運営体制

具体的には、コンプライアンスを経営の重要課題の一つとして位置づけ、理事長を委員長とするコンプライアンス委員会を常務会内に設置し、当組合の行動綱領に基き法令等遵守基本方針、利益相反管理方針や法令等遵守規程、利益相反管理規程等を制定し法令遵守意識の醸成や啓蒙を図り、役職員一人ひとりがより高い倫理観をもって日々の業務運営及び経営の健全性の向上に努めております。また、反社会的勢力との関係を遮断するために、反社会的勢力に対する基本方針に従い警察等との連携関係の強化に努めております。

内部監査については、当組合の監査規程に基づき総合監査を年1回、部分監査を半年に1回（年2回）実施しており、運営管理の改善や不正防止に努めております。

また、中小企業金融円滑化法や金融ADR制度の施行に伴い、理事長を委員長とする諸委員会を創設し、地域・業域金融機関としての公共的使命・社会的責任を果たすため、役職員一体となって金融円滑化及び顧客保護管理に取り組んでおります。

■ リスク管理態勢

(1) リスク管理方針

当組合では、リスク管理を経営の重要課題の一つとして位置づけ、常務会内にリスク管理委員会を設置し、経営体力や自己資本の水準から許容できるリスク量を判断し、それらを適正にコントロールして健全性の維持及び収益の双方にバランスのとれた経営を目指しております。

(2) 定性的事項

- ①信用リスクに関する事項
- ②信用リスク削減手法に関するリスク管理方針及び手続の概要
- ③金融派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要
- ④証券化エクスポージャーに関する事項
- ⑤オペレーショナル・リスクに関する事項
- ⑥協同組合による金融事業に関する法律施行令（昭和57年政令第44号）第3条第5項第3号に規定する出資
その他これに類するエクスポージャー又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要
- ⑦金利リスクに関する事項

①信用リスクに関する事項

a. リスクの説明

信用リスクとは、取引先の財政状況の悪化等により、当組合の資産価値が減少又は消失し、損失を被るリスクをいいます。

b. 管理態勢

信用リスクを当組合が管理すべき最重要のリスクであると認識のうえ、安全性、成長性、公共性、収益性、流動性の5原則に従い厳正な与信判断を行うべく、与信業務の基本的な理念や指針等を明示した「クレジットポリシー」及び「信用リスク管理規程」を制定し、広く役職員に理解と遵守を促すとともに、信用リスク管理を徹底しております。

c. 評価・計測

信用リスクの評価は、小口多数取引の推進によるリスク分散のほか、与信集中によるリスクを抑制するための大口与信先管理や与信ポートフォリオ管理として自己査定による債務者区分別管理などにより分析・管理しております。また、信用リスク管理の状況については、必要に応じて理事会、常務会に報告し対応する態勢を整備しております。なお、計測の手法は、標準的手法を採用しております。

d. 貸倒引当金の計算基準

貸倒引当金は、「自己査定基準」及び「償却・引当基準」に基づき、自己査定における債務者区分ごとに計算しております。自己査定により区分した正常先債権及び要注意先債権並びに要管理先債権については、貸倒実績率又は税法基準に則り計算した金額を一般貸倒引当金として計上し、破綻懸念先債権及び実質破綻先債権並びに破綻先債権については、回収可能見込額を控除した債権額に相当する額をそれぞれ個別貸倒引当金として計上しております。

e. リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称

リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は、以下の4機関で、すべて有価証券のみに採用しております。また、エクスポージャーの種類ごとに適格格付機関の使い分けは行っておりません。

- | | |
|------------------|-----------------------|
| ■格付投資情報センター（R&I） | ■日本格付研究所（JCR） |
| ■ムーディーズ（Moody's） | ■スタンダード・アンド・プアーズ（S&P） |

②信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

信用リスク削減手法とは、当組合が抱えている信用リスクを軽減化するための措置をいい、具体的には、預金担保、有価証券担保、保証などが該当します。当組合では、融資の取り上げに際し、資金使途、返済原資、財務内容、事業環境、経営者の資質などさまざま角度から可否の判断をしており、担保や保証による保全措置は、あくまでも補完的な位置づけと認識しております。従って、担保又は保証に過度に依存しないよう融資の取上げ姿勢には留意しております。ただし、与信審査の結果、担保又は保証の必要性が生じた場合には、お客様への十分な説明とご理解をいただいたうえで、ご約定いただくなど適切な取扱いに努めております。

当組合が扱う担保には、当組合の預金積金、有価証券、不動産等。また、保証には人的保証等があります。その手続については、「貸出細則」及び「自己査定基準」等により、適切な事務取扱い及び適正な評価・管理を行っております。なお、バーゼルⅡで定められている信用リスク削減手法には、適格担保として当組合の預金積金が該当します。また、手形貸付、証書貸付取引に関して、お客様が期限の利益を失われた場合には、すべての与信取引の範囲内において預金相殺を用いる場合がありますが、当組合が定める事務取扱要領や担保差入証等の約定により適切な取扱いを行っております。

③金融派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方法及び手続の概要

該当事項ありません

④証券化エクスポージャーに関する事項

該当事項ありません

⑤オペレーショナル・リスクに関する事項

a. リスクの説明

オペレーショナル・リスクとは、内部プロセス・人・システムが不適切であること、若しくは機能しないこと又は外生的事象が生起することから、当組合に生じる損失にかかるリスクをいいます。

b. 管理態勢

当組合では、事務リスク管理規程ならびにシステムリスク管理規程を踏まえ、組織体制・管理の仕組みを整備し、収集したデータの分析・評価を行い必要に応じて理事会等に報告する態勢を整えております。

c. 評価・計測

リスク評価については、確実にそれぞれのリスクを認識し、評価しております。また、リスク計測に関しま

しては、基礎的手法を採用することとして態勢を整備しております。

d.オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

当組合は、基礎的手法を採用しております。

⑥出資その他これに類するエクスポージャー又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要に関する事項

a.リスクの説明

株式等エクスポージャーに関するリスクとは、出資先の財務状況の悪化等により当組合の資産価値が減少又は消失し、損失を被るリスクをいいます。

b.管理態勢

当組合の銀行勘定における出資金及び株式エクスポージャーに該当するものは、すべて、当組合の業務運営に基づくもので、上部団体や親密金融機関に対する出資金及び株式であります。これらの出資金・株式等エクスポージャーへの投資は、有価証券に係る投資方針の中で定める投資枠内での取引に限定するとともに、当組合が定める資金運用基準に基づき適正な運用及び管理を行い、必要に応じて常務会・理事会に諮るなど、適切なリスク管理に努めております。

c.評価・計測

財務諸表やディスクロージャー誌等を基に経営状況及び財務状況を把握し、適切なリスク管理に努めております。

⑦金利リスクに関する事項

a.リスクの説明

金利リスクとは、市場金利の変動によって受ける資産価値の変動や、将来の収益に影響を及ぼすリスクを言います。

b.管理態勢

具体的には、月次において、運用・調達の銀行勘定を金利更改ラダー方式により各期間帯に振り分け一定の金利ショックを付加した場合のリスク量を計測してリスクの現状を把握するとともに、必要に応じて経営陣に報告を行うなど、資産・負債の最適化に向けたリスク・コントロールに努め、将来の金利変動に備えリスク管理を厳格に行い、経営の健全化に取り組んでおります。

c.評価・計測

定期的に評価計測を行い、適宜対応を講ずる態勢としております。

d.内部管理上使用した金利リスクの算定手法の概要

金利リスク算定の前提は、以下の定義に基づいております。

◇測量手法

「金利更改ラダー方式」

◇コア預金

対象：要払性預金（当座預金、普通預金等）

算定方法：現残高の50%相当額

満期：滞留期間5年以内で平均残存期間が2.5年になるよう各期間帯にラダー型に配分

◇金利感応資産・負債

預貸金、有価証券、預け金、その他金利・期間を有する資産・負債

◇金利ショック幅

保有期間1年、観測期間6年の99%又は1%タイル値

金利ショックに使用している金利は国債金利を基準にしております。

◇リスク計測の頻度

四半期ごと

(単位：百万円)

金利リスクに関して内部管理上使用した金利ショックに対する損益・経済価値の増減額	平成23年度	平成24年度
	61	126

■ リスク管理態勢（資料編）

■ リスク管理態勢

（1）定量的事項

- ①自己資本の構成に関する事項
 ②自己資本の充実度に関する事項
 ③信用リスク（信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く）に関する事項
 ④信用リスク削減手法に関する事項
 ⑤金融派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項
 ⑥証券化エクスポージャーに関する事項
 ⑦出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項
 ⑧信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャーの額
 ⑨金利リスクに関して信用協同組合等が内部管理上使用した金利ショックに対する損失又は経済的価値の増減額
 …上記をご参照ください。

①自己資本の構成に関する状況

（単位：千円）

項 目	平成23年度	平成24年度	項 目	平成23年度	平成24年度
出 資 金	75,000	77,570	自己資本総額 (A + B) (C)	744,285	786,299
非累積的永久優先出資	—	—	他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額	—	—
優先出資申込証拠金	—	—	負債性資本調達手段及びこれに準ずるもの	—	—
資本準備金	—	—	期限付劣後債務及び期限付優先出資並びにこれらに準ずるもの	—	—
その他資本余剰金	—	—	非同時決済取引に係る控除額及び信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係る控除額	—	—
利益準備金	75,000	77,570	内部格付手法採用組合等において、期待損失額が適格引当金を上回る額の50%相当額	—	—
特別積立金	577,159	612,159	PD/LGD方式の適用対象となる株式等エクスポージャー期待損失額	—	—
繰越金（当期末残高）	10,498	11,304	基本的項目からの控除分を除く、自己資本控除とされる証券化エクスポージャー及び信用補完機能を持つO/Sトリップス（告示第223条を準用する場合を含む）	—	—
その他	—	—	控除項目不算入額 (Δ)	—	—
自己優先出資 (Δ)	—	—	控除項目計 (D)	—	—
自己優先出資申込証拠金	—	—	自己資本額 (C - D) (E)	744,285	786,299
その他有価証券の評価差損 (Δ)	—	—	内部格付手法採用組合等において、期待損失額が適格引当金を上回る額の50%相当額 (Δ)	—	—
営業権相当額 (Δ)	—	—	基本的項目 (A)	737,657	778,603
のれん相当額 (Δ)	—	—	土地の再評価と再評価の直前の帳簿価格の差額の45%相当額	—	—
企業結合により計上される無形固定資産相当額 (Δ)	—	—	一般貸倒引当金	6,627	7,696
証券化取引に伴い増加した自己資本相当額 (Δ)	—	—	内部格付手法採用組合等において、適格引当金が期待損失額を上回る額	—	—
内部格付手法採用組合等において、期待損失額が適格引当金を上回る額の50%相当額 (Δ)	—	—	負債性資本調達手段等	—	—
基本的項目 (A)	737,657	778,603	負債性資本調達手段	—	—
土地の再評価と再評価の直前の帳簿価格の差額の45%相当額	—	—	期限付劣後債務及び期限付優先出資	—	—
一般貸倒引当金	6,627	7,696	補完的項目不算入額 (Δ)	—	—
内部格付手法採用組合等において、適格引当金が期待損失額を上回る額	—	—	補完的項目 (B)	6,627	7,696
負債性資本調達手段等	—	—			
負債性資本調達手段	—	—	資産 (オン・バランス) 項目	3,053,182	3,509,328
期限付劣後債務及び期限付優先出資	—	—	オフ・バランス取引等項目	—	—
補完的項目不算入額 (Δ)	—	—	オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額	145,417	157,293
補完的項目 (B)	6,627	7,696	リスク・アセット等計 (F)	3,198,599	3,666,622
			Tier 1 比率 (A / F)	23.06%	21.23%
			自己資本比率 (E / F)	23.26%	21.44%

（注1）「協同組合による金融事業に関する法律第6条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用協同組合及び信用協同組合連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成18年金融庁告示22号）」に係る算式に基づき算出しております。なお、当組合は国内基準を採用しております。

（注2）「その他有価証券の評価差損 (Δ)」欄につきましては、平成26年3月30日までの間は、平成24年金融庁告示第56号に基づく特例に従い当該金額を記載しておりません。

なお、特例を考慮しない場合の金額は、上記計数と変わりありません。

◇自己資本調達手段の概要（平成24年度末現在）

自己資本につきましては、当組合が積み立てているもの以外では、山形県医師会会員の皆様からお預かりしている出資金があります。

◇自己資本の充実度に関する評価方法の概要

当組合では、これまで、内部留保による資本の積上げ等を行うことにより自己資本を充実させ、経営の健全性・安全性を十分に保っていると評価しております。また、将来の自己資本の充実策につきましては、年度毎に掲げる収支計画に基づいた業務推進を通じ、そこから得られる利益による資本の積上げを第一義的な施策と考えております。

②自己資本の充実度に関する状況

（単位：百万円）

	平成23年度		平成24年度	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
イ.信用リスク・アセット及び所要自己資本の額合計	3,053	122	3,509	140
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	3,053	122	3,509	140
(i) ソブリン向け	60	2	80	3
(ii) 金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	1,224	48	762	30
(iii) 法人向け	677	27	858	34
(iv) 中小企業等・個人向け	39	1	43	1
(v) 抵当権付住宅ローン	286	11	75	3
(vi) 不動産取得等事業所向け	12	0	—	—
(vii) 三月以上延滞等	—	—	—	—
(viii) 信用保証協会等による保証付	—	—	—	—
(ix) 出資等	10	0	10	0
(x) その他	741	29	1,678	67
②証券化エクスポージャー	—	—	—	—
ロ.オペレーショナル・リスク	145	5	157	6
ハ.単体総所要自己資本額（イ+ロ）	3,198	127	3,666	146

（注1）所要自己資本の額＝リスク・アセットの額×4%

（注2）「エクスポージャー」とは、資産（金融派生商品取引によるものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額です。

（注3）「ソブリン」とは、中央政府、中央銀行、地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、土地開発公社、地方住宅供給公社、地方道路公社、外国の中央政府以外の公共部門（当該国内においてソブリン扱いになっているもの）、国際開発銀行、国際決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行、欧州共同体、信用保証協会等のことです。

（注4）「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「ソブリン向け」、「金融機関及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人向け」においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。

（注5）「その他」とは、(i)～(ix)に区分されないエクスポージャーのことです。具体的には、貸出金、有形固定資産、無形固定資産、その他資産等が含まれます。

（注6）オペレーショナル・リスクは、当組合では基礎的手法を採用しております。

〈オペレーショナル・リスクの算定方法〉

$$\frac{\text{粗利益（直近3年間のうち正の値の合計額）} \times 15\%}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

（注7）単体総所要自己資本額＝単体自己資本比率の分母の額×4%

③信用リスクに関する事項（証券化エクスポージャーを除く）

イ. 信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高(地域別・業種別・残存期間別)

(単位：百万円)

地域区分 業種区分 期間区分	信用リスクエクスポージャー期末残高					地域区分 業種区分 期間区分	信用リスクエクスポージャー期末残高				
	貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引	債券	デリバティブ取引	3か月以上延滞エクスポージャー	債権		貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引	債券	デリバティブ取引	3か月以上延滞エクスポージャー	債権
国内	7,000	2,014	3,376	—	—	国内	8,320	2,387	3,888	—	—
国外	1,378	—	1,378	—	—	国外	900	—	900	—	—
地域別合計	8,379	2,014	4,755	—	—	地域別合計	9,220	2,387	4,788	—	—
製造業	199	—	199	—	—	製造業	294	—	294	—	—
農業、林業	—	—	—	—	—	農業、林業	—	—	—	—	—
漁業	—	—	—	—	—	漁業	—	—	—	—	—
鉱業	—	—	—	—	—	鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—	—
建設業	—	—	—	—	—	建設業	—	—	—	—	—
電気、ガス、熱供給、水道業	78	—	78	—	—	電気、ガス、熱供給、水道業	93	—	93	—	—
情報通信業	0	—	—	—	—	情報通信業	—	—	—	—	—
運輸業	198	—	198	—	—	運輸業、郵便業	401	—	401	—	—
卸売業、小売業	—	—	—	—	—	卸売業、小売業	300	—	300	—	—
金融・保険業	3,064	—	1,495	—	—	金融業、保険業	2,795	—	800	—	—
不動産業	—	—	—	—	—	不動産業	—	—	—	—	—
物品賃貸業	—	—	—	—	—	物品賃貸業	—	—	—	—	—
学術研究、専門・技術サービス業	—	—	—	—	—	学術研究、専門・技術サービス業	—	—	—	—	—
宿泊業	—	—	—	—	—	宿泊業	—	—	—	—	—
飲食業	—	—	—	—	—	飲食業	—	—	—	—	—
生活関連サービス業、娯楽業	—	—	—	—	—	生活関連サービス業、娯楽業	—	—	—	—	—
教育、学習支援業	—	—	—	—	—	教育、学習支援業	—	—	—	—	—
医療、福祉	851	851	—	—	—	医療、福祉	1,151	1,151	—	—	—
その他のサービス	300	—	300	—	—	その他のサービス	—	—	—	—	—
その他の産業	—	—	—	—	—	その他の産業	60	60	—	—	—
国・地方公共団体等	2,483	—	2,483	—	—	国・地方公共団体等	2,897	—	2,897	—	—
個人	1,092	1,092	—	—	—	個人	1,175	1,175	—	—	—
その他	111	70	—	—	—	その他	49	—	—	—	—
業種合計	8,379	2,014	4,755	—	—	業種別合計	9,220	2,387	4,788	—	—
1年以下	894	715	100	—	—	1年以下	750	105	99	—	—
1年超3年以下	1,310	375	304	—	—	1年超3年以下	821	115	305	—	—
3年超5年以下	864	264	199	—	—	3年超5年以下	1,654	1,054	300	—	—
5年超7年以下	862	184	678	—	—	5年超7年以下	818	124	693	—	—
7年超10年以下	1,538	141	1,396	—	—	7年超10年以下	923	129	793	—	—
10年超	2,408	332	2,075	—	—	10年超	3,452	857	2,595	—	—
期間の定めのないもの	460	—	—	—	—	期間の定めのないもの	749	—	—	—	—
その他	41	—	—	—	—	その他	49	—	—	—	—
残存期間別合計	8,379	2,014	4,755	—	—	残存期間別合計	9,220	2,387	4,788	—	—

(注1) 「貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引」とは、貸出金の期末残高のほか、当座貸越等のコミットメントの与信相当額、デリバティブ取引を除くオフ・バランス取引の与信相当額の合計額のことです。

(注2) 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞している者に係るエクスポージャーのことです。

(注3) 「その他」とは、裏付けとなる個々の資産の全部又は一部を把握することが困難な投資信託及び業種区分や期間区分に分類することが困難なエクスポージャーのことで、具体的には、現金、固定資産、その他資産等が含まれます。

(注4) 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

ロ. 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位：百万円)

項 目	期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高	
			目的使用	その他		
一般貸倒引当金	平成23年度	4	6	—	4	6
	平成24年度	6	7	—	6	7
個別貸倒引当金	平成23年度	29	28	—	29	28
	平成24年度	28	27	—	28	27
合 計	平成23年度	34	34	—	34	34
	平成24年度	34	35	—	34	35

ハ. 業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の残高等

(単位：百万円)

区 分	個別貸倒引当金				貸出金償却	区 分	個別貸倒引当金				貸出金償却
	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高			期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	
	平成23年度	平成23年度	平成23年度	平成23年度			平成23年度	平成24年度	平成24年度	平成24年度	
物 品 賃 貸 業	—	—	—	—	—	物 品 賃 貸 業	—	—	—	—	—
学術研究、専門技術サービス業	—	—	—	—	—	学術研究、専門技術サービス業	—	—	—	—	—
宿 泊 業	—	—	—	—	—	宿 泊 業	—	—	—	—	—
飲 食 業	—	—	—	—	—	飲 食 業	—	—	—	—	—
生活関連サービス業、娯楽業	—	—	—	—	—	生活関連サービス業、娯楽業	—	—	—	—	—
教育、学習支援業	—	—	—	—	—	教育、学習支援業	—	—	—	—	—
医 療、 福 祉	29	28	29	28	—	医 療、 福 祉	28	27	28	27	—
その他のサービス	—	—	—	—	—	その他のサービス	—	—	—	—	—
国・地方公共団体等	—	—	—	—	—	国・地方公共団体等	—	—	—	—	—
個 人	—	—	—	—	—	個 人	—	—	—	—	—
合 計	29	28	29	28	—	合 計	28	27	28	27	—

(注1) 当組合は、山形県内に限定した事業活動を行っており、かつ、貸倒引当金の対象となる貸出金に係るエクスポージャーは国内に限定されているので、「地域別」の区分は省略しております。

(注2) 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

ニ. リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位：百万円)

告示で定めるリスク・ウェイト区分 (%)	エクスポージャーの額			
	平成23年度		平成24年度	
	格付適用あり	格付適用なし	格付適用あり	格付適用なし
0	678	1,288	300	1,870
10	601	1	—	802
20	598	1,569	602	2,005
35	—	817	—	215
50	997	3	1,098	—
75	—	52	—	57
100	477	1,265	94	2,144
150	—	—	—	—
350	—	—	—	—
自己資本控除	—	—	—	—
そ の 他	—	28	—	27
合 計	3,352	5,026	2,096	7,124

(注1) 格付は、適格格付機関が付与しているものに限りません。

(注2) エクスポージャーは、信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しております。

(注3) 「その他」の項目には、個別引当貸出金等のリスク・ウェイト区分が困難なものを含んでおります。

④信用リスク削減手法に関する事項

◇信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(単位：百万円)

信用リスク削減手法 ポートフォリオ	適格金融資産担保		保 証		クレジット・デリバティブ	
	平成23年度	平成24年度	平成23年度	平成24年度	平成23年度	平成24年度
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー	81	69	—	99	—	—
①政府関係機関向け	—	—	—	99	—	—
②金融機関向け						
③法人等向け	81	69	—	—	—	—
④中小企業等・個人向け	—	—	—	—	—	—
⑤抵当権付住宅ローン	—	—	—	—	—	—
⑥不動産取得等事業向け						
⑦三月以上延滞等	—	—	—	—	—	—
⑧その他	—	—	—	—	—	—

(注1) 当組合では、適格金融資産担保について簡便手法を用いております。

(注2) 上記「保証」には、告示(平成18年金融庁告示22号)第45条(信用保証協会、農業信用基金協会、漁業信用基金協会により保証されたエクスポージャー)、第46条(株式会社地域経済活性化支援機構等により保証されたエクスポージャー)を含んでおりません。

⑤金融派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当事項ありません

⑥証券化エクスポージャーに関する事項

該当事項ありません

⑦出資等エクスポージャーに関する事項

イ. 貸借対照表計上額及び時価

(単位：百万円)

区 分	平成23年度		平成24年度	
	貸借対照表計上額	時 価	貸借対照表計上額	時 価
上場株式等	0	0	2	2
非上場株式等	10	10	10	10
合 計	10	10	12	12

(注) 全信組連の出資金については、非上場株式等を含めて記載しております。

ロ. 出資等又は株式等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

(単位：百万円)

区 分	平成23年度	平成24年度
売却益	—	—
売却損	—	—
償 却	—	—

(注) 損益計算書における損益の額を記載しておりますが、当組合では該当ありません。

ハ. 貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位：百万円)

区 分	平成23年度	平成24年度
評価損益	47	152

(注) 「貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額」として、その他有価証券の評価損益を記載しております。

ニ. 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位：百万円)

区 分	平成23年度	平成24年度
評価損益	—	—

(注) 「貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額」とは、子会社株式及び関連会社株式の評価損益のことで、当組合では該当ありません。

■その他の業務

■内国為替

◇内国為替取扱実績

該当事項ありません

■国際業務

◇外国為替取扱高

該当事項ありません

◇外貨建資産残高

該当事項ありません

■証券業務

◇公共債引受額

該当事項ありません

◇公共債窓販実績

該当事項ありません

■有価証券の時価情報

(1) 売買目的有価証券

(単位：百万円)

区 分	平成23年度		平成24年度	
	貸借対照表計上額	当事業年度の損益に含まれた評価差額	貸借対照表計上額	当事業年度の損益に含まれた評価差額
売買目的有価証券	—	—	—	—

(2) 満期保有目的の債券

(単位：百万円)

項 目	種 類	平成23年度			平成24年度		
		貸借対照表計上額	時 価	差 額	貸借対照表計上額	時 価	差 額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国 債	—	—	—	—	—	—
	地 方 債	—	—	—	—	—	—
	短期社債	—	—	—	—	—	—
	社 債	—	—	—	—	—	—
	そ の 他	—	—	—	—	—	—
	小 計	—	—	—	—	—	—
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国 債	—	—	—	—	—	—
	地 方 債	—	—	—	—	—	—
	短期社債	—	—	—	—	—	—
	社 債	—	—	—	—	—	—
	そ の 他	1,300	1,033	△266	900	812	△87
	小 計	1,300	1,033	△266	900	812	△87

(注1) 時価は、当事業年度末における市場価格等に基づいております。

(注2) 「社債」には、政府保証債、公社公団債、金融債、事業債が含まれております。

(注3) 上記の「その他」は、外国証券であります。

(3) 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式で時価のあるもの

該当事項ありません

(4) その他有価証券

(単位：百万円)

項 目	種 類	平成23年度			平成24年度		
		貸借対照表計上額	取得原価 (償却原価)	差 額	貸借対照表計上額	取得原価 (償却原価)	差 額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	株 式	0	0	0	2	0	1
	債 券	3,119	3,004	114	3,923	3,700	223
	国 債	315	298	16	645	591	54
	地方債	940	904	36	951	905	46
	短期社債	—	—	—	—	—	—
	社 債	1,862	1,800	61	2,326	2,203	122
	その他	—	—	—	—	—	—
	小 計	3,119	3,005	114	3,925	3,701	224
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	株 式	—	—	—	—	—	—
	債 券	451	498	△47	188	197	9
	国 債	—	—	—	—	—	—
	地方債	—	—	—	—	—	—
	短期社債	—	—	—	—	—	—
	社 債	372	398	△26	188	197	9
	その他	78	100	△21	—	—	—
	小 計	451	498	△47	188	197	9

(注1) 時価は、当事業年度末における市場価格等に基づいております。

(注2) 「社債」には、政府保証債、公社公団債、金融債、事業債が含まれております。

(注3) 上記の「その他」は、外国証券であります。

(注4) 時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券は本表には含めておりません。

(5) 時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券

(単位：百万円)


項 目	平成23年度	平成24年度
	貸借対照表計上額	貸借対照表計上額
満期保有目的の債券	—	—
非上場外国証券	—	—
子会社・子法人等株式及び関連法人等株式	—	—
子会社・子法人等株式	—	—
関連法人等株式	—	—
その他有価証券	0	0
非上場株式	0	0
非上場外国証券	—	—

■ 財務諸表の適正性及び内部監査の有効性

私は、当組合の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第40期の事業年度における貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書の適正性、及び同書類作成に係る内部監査の有効性を確認いたしました。

平成25年6月15日

山形県医師信用組合

 理 事 長 有海 躬 行 

■ 法定監査の状況

当組合は、協同組合による金融事業に関する法律第5条の8第3項に規定する「特定信用組合」には該当していないので、法定監査は実施していません。

■ 地域貢献

■ 地域に貢献する信用組合の経営姿勢

医療界における業域信用組合である当組合は、組合員に対する金融サービスを通して、医療施設や医療設備の整備・拡充など、地域医療の発展に寄与し、地域の方々が安心して暮らせる環境づくりに貢献してまいります。

■ 融資を通じた地域貢献

当組合は、医療施設の新規開設や医療施設の増改築、或いは医療機器をはじめとする医療設備の整備・拡充など、地域医療の発展に向けた取組みを支援するため、融資業務を積極的に推進してまいります。

■ 平成24年度の取組実績

新規開業案件の取組みを含め組合員の先生方への医療機器・医療システム等の設備投資及び開業後の運転資金などの資金ニーズに対応しております。

① 運転資金	18件	337百万円
② 設備資金	32件	373百万円
③ 住宅資金	9件	163百万円
④ 教育資金	10件	120百万円

平成24年5月から10月までの期間限定で、創立40周年「特別キャンペーン融資」を発売し、43件649百万円を実行しました。

■ 反社会的勢力に対する取組み

当組合は、社会の秩序や安全に脅威を与え、健全な経済・社会の発展を妨げる反社会的勢力との関係を遮断するため、以下のとおり基本方針を定め、これを遵守します。

1. 組織としての対応

当組合は、反社会的勢力による不当要求に対し、対応する役職員の安全を確保しつつ組織として対応し、迅速な問題解決に努めます。

2. 外部専門機関、関係機関との連携

当組合は、反社会的勢力による不当要求に備え、平素から警察、暴力追放運動推進センター、弁護士などの外部専門機関、および業域金融機関として県医師会、各都市地区医師会と緊密な連携関係を構築します。

3. 取引を含めた関係の遮断

当組合は、地域信用組合としての社会的責任を強く認識し、コンプライアンスを徹底するために組織として反社会的勢力との取引を含めた関係を遮断し、不当な要求に対しては、断固として拒絶します。

4. 有事における民事と刑事の法的対応

当組合は、反社会的勢力による不当な要求に対しては、民事および刑事の両面から法的対抗措置を講じるなど、断固たる態度で臨みます。

5. 資金提供、不適切・異例取引および便宜供与の禁止

当組合は、いかなる理由があろうと、反社会的勢力に対して事案を隠ぺいするための資金提供、または不適切かつ異例な取引および便宜の供与等は決して行いません。

■ 金融円滑化への取組み

金融円滑化管理方針（要旨）

当組合は、地域・業域金融機関としての経営理念である相互扶助の精神に基づき、組合員である先生方および法人の最も身近な頼れる相談相手として、お客様と一緒に悩み問題の解決を図るため、以下のとおり金融円滑化管理方針をここに定め、これを遵守して全役職員一体となって取組むこととします。

1. 金融円滑化管理の目的

金融円滑化管理は、金融円滑化管理態勢の整備・確立に向けて、当組合が適切なりスク管理のもと、適切かつ節度あるリスクテイクを行い、金融仲介機能を発揮していくことにより、当組合の信頼の維持および業務の健全性ならびに適切性を確保することを目的とします。

2. 当組合の金融円滑化管理態勢

(1) 理事、理事会、常務会、金融円滑化委員会の役割・責任

- ① 理事長は、金融円滑化委員長として、当組合の金融円滑化管理態勢を統括し、金融円滑化管理に係る基本事項および必要事項を組合内に周知します。
- ② 理事会は、金融円滑化管理態勢の構築・推進のための基本的事項を定めた金融円滑化管理方針および金融円滑化管理規程を策定するとともに、金融円滑化管理に関する重要事項を審議して、金融円滑化管理態勢を構築・推進します。
- ③ 常務会は、金融円滑化委員会として金融円滑化に向けた当組合の対応状況の把握や管理態勢の整備に努めるとともに、理事会の補助的役割をはたします。
- ④ 金融円滑化管理担当理事は、理事会の決議に基づき、金融円滑化管理責任者に対する指揮・命令を通じて、金融円滑化管理態勢の整備および充実ならびに強化にあたります。

(2) 金融円滑化管理責任者の役割・責任

- ① 当組合における金融円滑化管理態勢の推進等について責任を有します。
- ② 金融円滑化管理規程および金融円滑化マニュアル等の策定・見直しなど金融円滑化管理態勢に係る基本的事項を立案します。
- ③ 研修等により金融円滑化管理の重要性および遵守すべき法令、内部規程等を役職員に周知します。
- ④ 金融円滑化管理態勢上の問題点について、適時・適切に金融円滑化担当理事へ報告します。

(3) 金融円滑化管理統括部門の役割・責任

- ① 金融円滑化管理担当者と連携しつつ、金融円滑化管理に関する事項を一元的に管理・統括して、金融円滑化管理態勢の充実・強化にあたります。
- ② 金融円滑化に関する申込み・相談・苦情（以下「相談等」という。）に対する検討・審査および回答について、速やかな対応に努めます。
- ③ 金融円滑化に関する相談等窓口の運用状況を管理します。
- ④ 金融円滑化管理態勢上の問題点について、適時・適切に金融円滑化管理責任者へ報告します。

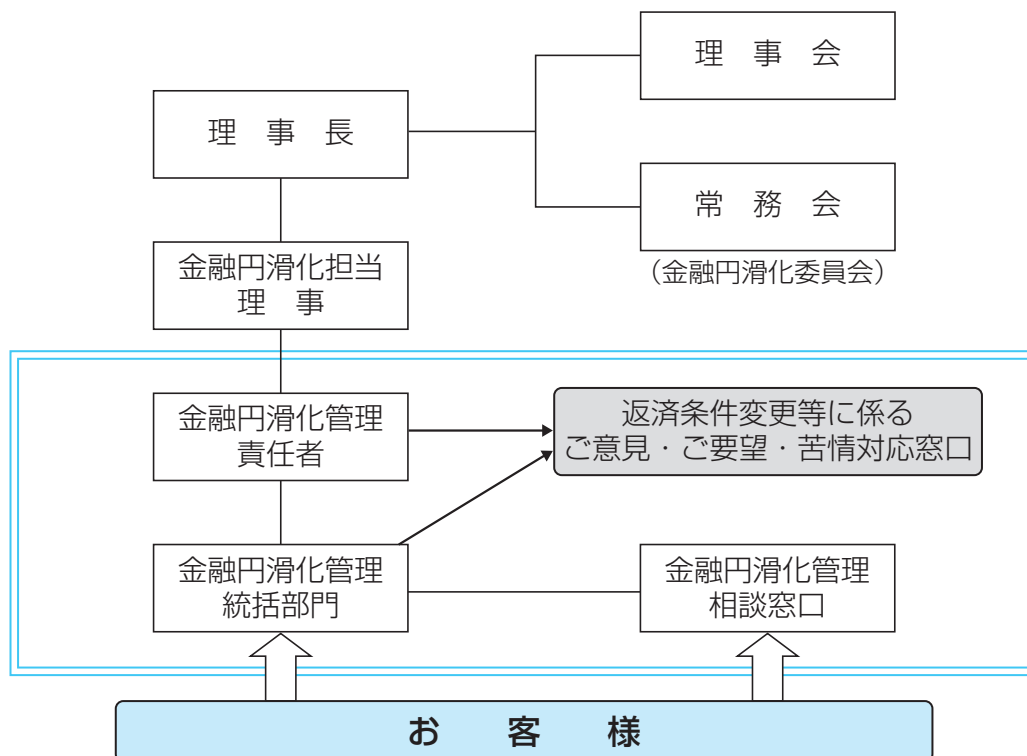
(4) 金融円滑化管理担当者の役割・責任

- ① 金融円滑化管理統括部門と連携し、金融円滑化管理態勢の整備および推進に努めます。
- ② 金融円滑化管理態勢上の問題点について、適時・適切に金融円滑化管理統括部門へ報告します。

(5) 金融円滑化に関する相談窓口の設置

金融円滑化に関する相談等窓口を設置し、その担当者は、顧客からの相談等の内容を相談管理簿に記録し、適時・適切に金融円滑化管理統括部門へ報告します。

■金融円滑化管理態勢に係る組織態勢



■金融ADR制度への対応

■金融ADR制度を踏まえた内部管理態勢

当組合は、お客様からのお申出について、以下のとおり金融ADR制度を踏まえ、内部管理態勢等を整備して迅速・公平・適切な対応をはかり、もって当組合に対するお客様の信頼の向上に努めます。

1. お客様からの苦情等については、当組合の苦情等受付窓口で受け付けます。
2. お申し出いただいた苦情等は、事情・事実関係を調査するとともに、必要に応じ関係各部署との連携をはかり、公正・迅速・誠実に対応し、解決に努めます。
3. 苦情等の受付対応に当たっては、個人情報保護に関する法律やガイドライン等に沿い、適切に取り扱いいたします。
4. お客様からの苦情等のお申し出は、しんくみ相談所をはじめとする他の金融機関でも受け付けていますので、内容やご要望等に応じて適切な機関をご紹介します、その標準的な手続等の情報を提供します。
5. 紛争解決を図るため、弁護士会が設置運営する仲裁センター等を利用することができます。その際は、しんくみ相談所の規則等を遵守し解決に取組みます。
6. 顧客サポート等に係る情報の集約、苦情等に対する対応の進捗状況および処理指示については、顧客サポート等管理責任者が一元的に管理します。
7. 反社会的勢力による苦情等を装った圧力に対しては、規程等に基づき、必要に応じ警察等関係機関との連携をとった上、断固たる対応をとります。
8. 苦情等に対応するため、研修等により関連規程等に基づき業務が運営されるよう、組合内に周知・徹底をはかります。
9. 苦情等の内容について分析し、調査を行った苦情等の発生原因を把握した上、苦情等の再発防止、未然防止にむけた取組みを不断に行います。

■お問い合わせ窓口

当組合では、お客様により一層のご満足をいただけるよう、お取引に係るご苦情等を受付けておりますので、お気軽にお申し出ください。

**<当組合へのお申出先>
山形県医師信用組合**

住 所：990-2473 山形県山形市松栄1丁目6番73号
電話番号：023-666-5700
受 付 日：月曜から金曜（祝日及び当組合の休業日を除く）
受付時間：午前8:30～午後5:00

苦情等のお申し出は当信用組合のほか、しんくみ相談所をはじめとする他の機関でも受け付けています。（詳しくは、当組合にご相談ください。）

しんくみ相談所（全国信用組合中央協会）

住 所：104-0031 東京都中央区京橋1-9-1
電話番号：03-3567-2456
受 付 日：月曜から金曜（祝日及び協会の休業日を除く）
受付時間：午前9:00～午後5:00

相談所は、公平・中立な立場でお申し出を伺い、お申し出のお客様の理解を得たうえ、当該の信用組合に対し迅速な解決を要請します。

東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会が設置運営する仲裁センター等で紛争の解決をはかることも可能ですので、当組合またはしんくみ相談所へお申し出ください。
また、お客様が直接、仲裁センター等へお申し出することも可能です。

名 称	東京弁護士会紛争解決センター	第一東京弁護士会仲裁センター	第二東京弁護士会仲裁センター
住 所	〒100-0013 東京都千代田区霞ヶ関1-1-3	〒100-0013 東京都千代田区霞ヶ関1-1-3	〒100-0013 東京都千代田区霞ヶ関1-1-3
電 話	03-3581-0031	03-3595-8588	03-3581-2249
受付日 時 間	月曜～金曜(除：祝日、年末年始) 9:30～12:00、13:00～15:00	月曜～金曜(除：祝日、年末年始) 10:00～12:00、13:00～16:00	月曜～金曜(除：祝日、年末年始) 9:30～12:00、13:00～17:00

■注記事項

上記弁護士会の仲裁センター等は、東京都以外の各地のお客様もご利用いただけます。

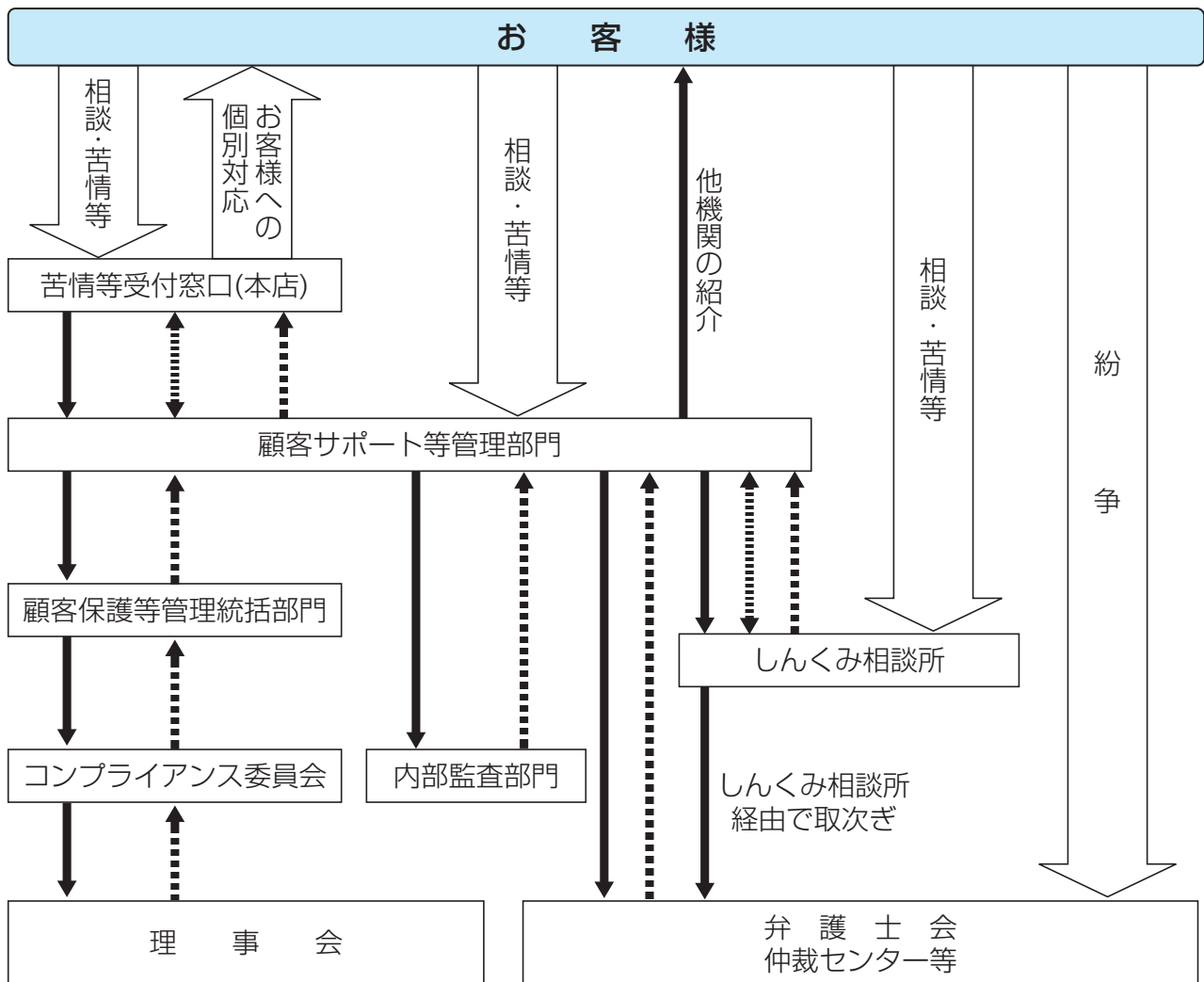
仲裁センター等では、東京以外の地域の方々からの申立について、当事者の希望を聞いたうえで、アクセスに便利な地域で手続きを進める方法もあります。

①移管調停…東京以外の弁護士の仲裁センター等に事件を移管する。

②現地調停…東京の弁護士会の幹旋人と東京以外の弁護士会の幹旋人が、弁護士会所在地と東京を結ぶテレビ会議システム等により、共同して解決に当たる。

移管調停、現地調停は全国の弁護士会で実施している訳ではありません。具体的内容は仲裁センター等にご照会ください。

■当組合の苦情受付・対応態勢



(凡例) → 報告・連絡 ↔ 相談・協議 → 指示・調査

■ 預金のご案内

(平成25年7月1日現在)

預金の種類	期 間	金 利 (%)	預金の種類	期 間	金 利 (%)
普通預金		0.04 %	スーパー定期 (3百万円以上)	1ヶ月	0.05 %
				3ヶ月	0.05 %
通知預金		0.04 %		6ヶ月	0.08 %
				1年	0.10 %
定期積金	1年	0.10 %		2年	0.15 %
	2年	0.15 %		3年	0.25 %
	3年	0.25 %		4年	0.30 %
			5年	0.35 %	
大口定期預金 (1千万円以上)	1ヶ月	0.05 %	スーパー定期 (3百万円未満)	1ヶ月	0.05 %
	3ヶ月	0.05 %		3ヶ月	0.05 %
	6ヶ月	0.10 %		6ヶ月	0.05 %
	1年	0.15 %		1年	0.08 %
	2年	0.20 %		2年	0.10 %
	3年	0.30 %		3年	0.15 %
	4年	0.35 %		4年	0.20 %
	5年	0.40 %		5年	0.25 %

■ 各種ローンのご案内

(平成25年7月1日現在)

区分	種 類	期 間	利 率	限 度 額 等
事業用	一般融資	1年以内	1.000%	1億円以内 原則：担保・保証人 要 用途：設備、納税、運転資金等 変動金利
		3年以内	1.400%	
		5年以内	1.500%	
		7年以内	1.600%	
		10年以内	1.800%	
	開業・継承ローン	15年以内	1.450%	1億円以内、変動金利 原則：担保・保証人 要
		25年以内	1.750%	
	医療機器・医療システム 購入ローン	3年以内	1.300%	3,000万円以内（10万円単位） 原則：保証人 要、担保 不要 変動金利
		5年以内	1.500%	
		7年以内	1.750%	
		10年以内	1.950%	
	山形県医師会第10回 協力貯蓄会融資	1年以内	1.100%	5,000万円以内（1口=500万円） 原則：担保・保証人 要 要件：医師会協力貯蓄会加入者 取扱期間：22年9月～27年3月末まで 変動金利
		3年以内	1.300%	
5年以内		1.400%		
7年以内		1.600%		
10年以内		1.700%		
年末・中元・納税 季節資金融資	1年以内	1.000%	1,000万円以内（10万円単位）、固定金利 原則：保証人 要、担保 不要	
個人用	住宅ローン	30年以内	1.750%	1億円以内 原則：担保・保証人 要 要件：団信保険加入適格者 変動金利
	7年以内	1.700%		
	10年以内	1.800%		
	20年以内	1.900%		
	マイカーローン	5年以内	1.700%	1,000万円以内、変動金利 原則：担保・不要、保証人・要
		7年以内	1.800%	

※借入人の完済時年齢は、お借入れ期間にかかわらず原則として満75歳までとなっています。

索引

このディスクロージャー誌は、「協同組合による金融事業に関する法律(協金法)第6条第1項において準用する銀行法第21条」、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律(金融再生法)第7条」、「協同組合による金融事業に関する法律(協金法)施行規則第69条第1項第5号二等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項(平成19年3月23日付 金融庁告示第17号)」及び「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」に基づき作成しています。

各開示項目は、以下のページに掲載しています。

ごあいさつ	1	リスク管理債権及び同債権	
当組合のあゆみ(沿革)	1	に対する保全額	18
事業方針	1	法令遵守態勢	19
事業の組織	1	リスク管理態勢	19～21
役員一覧(理事及び監事の氏名・役職名)	2	リスク管理方針、定性的事項	
総代会について	2～4	金利リスクに関して内部管理上使用した金利	
総代会の仕組み(役割)		ショックに対する損益・経済価値の増減	
総代の選出方法、任期、定数		リスク管理態勢(資料編)	22～26
総代選挙までの流れ		自己資本の構成に関する状況	22
総代会の決議事項		自己資本の充実度に関する状況	23
総代の選挙区、定数、総代数、総代氏名		信用リスクに関する事項	24
経営環境・事業概要	4	信用リスクに関するエクスポージャー	
組合員の推移	5	及び主な種類別の期末残高	
店舗一覧	5	(地域別・業種別・残存期間別)	24
主要な事業の内容	5	一般貸倒引当金・個別貸倒引当金の	
代理貸付残高	5	期末残高及び期中の増減額	25
貸借対照表	6	業種別の個別貸倒引当金及び	
貸借対照表の注記事項	7～10	貸出金償却の残高等	25
損益計算書	11	リスク・ウェイトの区分ごとの	
剰余金処分計算書	12	エクスポージャーの額等	25
粗利益	12	信用リスク削減手法に関する事項	26
経費の内訳	12	金融派生商品取引及び長期決済期間取引の	
役務取引の状況	12	取引相手のリスクに関する事項	26
受取利息及び支払利息の増減	13	証券化エクスポージャーに関する事項	26
業務純益	13	出資等又は株式等エクスポージャー	
主な経営指標の推移	13	に関する事項	26
資金運用勘定・調達勘定の平均残高等	13	その他の業務	27
その他業務収益の内訳	14	内国為替取扱実績	
有価証券、金銭の信託等の取得価額又は		外国為替取扱高、外貨建資産残高	
契約価額、時価及び評価損益	14	公共債引受額、公共債窓販実績	
総資産利益率	14	有価証券の時価情報	27～28
総資金利鞘等	14	売買目的有価証券、満期保有目的の債券	
預貸率及び預証率	14	子会社・子法人等株式及び関連法人等株式で時価のあるもの	
1店舗当たりの預金及び貸出金残高	15	その他有価証券	
職員1人当たりの預金及び貸出金残高	15	時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券	
預金種目別平均残高	15	財務諸表の適正性及び内部監査の有効性	28
定期預金種類別残高	15	法定監査の状況(会計監査人による監査)	29
預金者別預金残高	15	地域貢献	29
貸出金種類別平均残高	15	地域に貢献する信用組合の経営姿勢	
担保種類別貸出金残高及び		融資を通じた地域貢献、取組実績	
債務保証見返額	16	反社会的勢力に対する取組み	29
貸出金金利区分別残高	16	金融円滑化への取組み	29～30
貸出金使途別残高	16	金融円滑化管理方針(要旨)	
消費者ローン・住宅ローン残高	16	金融円滑化管理態勢に係る組織態勢	
貸出金業種別残高・構成比	17	金融ADR制度への対応	31～32
有価証券種類別平均残高	17	金融ADR制度を踏まえた内部管理態勢	
有価証券種類別・残存期間別残高	18	お問い合わせ窓口	
金融再生法開示債権及び		当組合の苦情受付・対応態勢	
同債権に対する保全額	18	預金のご案内	33
		各種ローンのご案内	33